

第3章 詐欺事犯者調査

第1節 詐欺事犯者調査の概要

1 調査の趣旨

前章では、各種統計資料に基づいた特殊詐欺事犯の動向を概観し、特殊詐欺事犯者の処遇について紹介した。続いて、本章では、詐欺事犯者を対象とした調査の結果から見た特殊詐欺事犯者の特徴等について紹介する。

我が国における特殊詐欺に関する研究を概観すると、特殊詐欺被害者に関する研究（例えば、島田、2020；渡部他、2015）や、特殊詐欺の被害予防に関する研究（例えば、大工他、2018；大久保他、2016；讃井・雨宮、2020；讃井他、2021）は見られる一方、特殊詐欺事犯者を対象とした研究は数が少ない。現在までの特殊詐欺事犯者に関する研究を概観しても、特殊詐欺に加担した非行少年の処遇に関するものが多く（例えば、沖崎、2018；土屋、2018；山口、2017；山本、2020）、特殊詐欺事犯者の全般について、正面から扱った研究は僅かである。そのため、特殊詐欺事犯者を対象とした研究を行い、その実態を明らかにする意義は大きいと言える。

法務総合研究所は、令和3年版犯罪白書（法務総合研究所、2021）において、詐欺事犯者全体の特徴等について報告しているが、本研究では、特殊詐欺事犯者の実態を明らかにするため、詐欺事犯者調査の結果について、特殊詐欺事犯者とその他の詐欺事犯者の比較を通して分析することにより、特殊詐欺事犯者の実態や特性、処分後の成り行き等を明らかにし、その者の社会復帰を含む効果的な再犯防止対策の検討に役立てることを目的とした。なお、本研究の結果の一部は、金網・鈴木（2022）で発表した内容を含んでいる。

2 調査方法

調査対象者は、全国各地の地方裁判所（支部を含む。以下この章において同じ。）において、平成28年1月1日から同年3月31日までの間に、詐欺により有罪判決の言渡しを受け、調査時点で有罪判決が確定していた者とした。なお、既遂・未遂を問わず、また、準詐欺、電子計算機使用詐欺、犯罪収益移転防止法若しくは組織的犯罪処罰法の各違反又はこれらの幫助・教唆を含み、特殊詐欺（第2章第1節参照）に該当する恐喝及び窃盗を含むこととした。

その結果、本調査における調査対象者の実人員は、1,343人（以下この章において「全対象者」という。）であり、この全対象者に関して、全国各地の地方裁判所において、平成28年1月1日から同年3月31日までの間に、詐欺により有罪判決の言渡しを受け、その後、有罪判決が確定した事件（以下この章において「調査対象事件」という。）について、裁判書等の資料に基づき、調査対象事件の概要、対象者の基本的属性・科刑状況・再犯状況等に関する調査を実施したほか（以下この章において「全対象者調査」という。）、被害状況についても可能な限り調査した。全対象者調査の結果については、本章第2節で紹介し、特に全対象者調査のうち、再犯に関する結果を第3節で紹介する。

全対象者の中で、犯行の手口に特殊詐欺が含まれている者は、408人であった。特殊詐欺の検挙人員は大都市圏に多い傾向がうかがわれることなども踏まえ、特殊詐欺事犯者のうち、東京地方裁判所、横浜地方裁判所、さいたま地方裁判所及び千葉地方裁判所で判決の言渡しを受けた者（202人、49.5%）については、全対象者調査に加え、刑事確定記録等を用いて、可能な限り、より詳細な調査を行った（以下この章において「特殊詐欺事犯者調査」という。）。特殊詐欺事犯者調査の結果については、本章第4節で紹介する。

3 分析方法

調査結果の分析は、主にクロス集計表による分析を行うこととし、 χ^2 検定を実施した。度数が少ない場合など、 χ^2 検定に適さない場合には、Fisherの正確確率検定（自由度が多いものなど一部の分析はモンテカルロシミュレーションによる。）を実施した。また、必要に応じて、各項においてその他の分析方法を用いた。分析には、IBM SPSS Statistics 26を使用し、有意水準は5%に設定した。

4 倫理的配慮

法務総合研究所では、研究計画及び研究結果を検証するために、外部の学識経験者等から構成される法務総合研究所研究評価検討委員会を設置しており、本調査（施策名「法務に関する調査研究（詐欺に関する研究）」）も、当該委員会の事前評価を経て実施した。研究の実施に当たっては、行政機関の保有する個人情報の保護に係る法令を遵守して実施した。

第2節 全対象者調査の結果

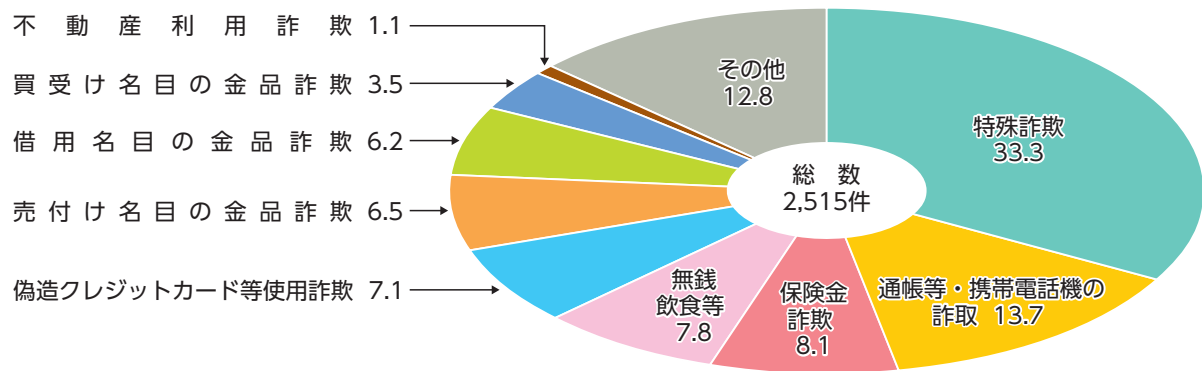
1 犯行の手口

調査対象事件における犯行の手口別構成比を見ると、3-2-1図のとおりである。全対象者の人員は1,343人であるところ、複数件の詐欺を行った対象者が含まれる上、複数の対象者による共犯事件を1件と計上していることから、調査対象事件である詐欺の事件数は、延べ2,515件であった。

調査対象事件総数に占める構成比は、特殊詐欺（33.3%）が最も高く、次いで、通帳等・携帯電話機の詐取（13.7%）、保険金詐欺（生活保護、年金、給付金、診療報酬等の不正受給を含む。以下この章において同じ。）（8.1%）、無銭飲食、無銭宿泊及び無賃乗車（以下この章において「無銭飲食等」という。）（7.8%）、偽造又は不正入手したクレジットカードを利用した商品詐欺（以下この章において「偽造クレジットカード等使用詐欺」という。）（7.1%）の順であった。

本節では、詐欺事犯者の中における特殊詐欺事犯者の特徴を明らかにするべく、必要に応じて統計的な分析を行うところ、一口に詐欺事犯者と言っても、無銭飲食等については、生活困窮を理由として、同種犯行を累行する者が多く（3-2-6図、3-2-9図参照）、いわゆる刑務所入所目的で犯行を行う者もいるなど、詐欺事犯者の中では異なる特徴を有する者が多い。そのため、詐欺事犯者の中に無銭飲食等を含んで統計的な分析を行った場合には、その特殊性故に無銭飲食等と特殊詐欺の違いのみが鮮明となり、詐欺事犯者の中における特殊詐欺事犯者の特徴が見えにくくなる可能性が高いことから、以下においては、特殊詐欺事犯者と、無銭飲食等を含まないその他詐欺事犯者との比較に主眼を置いた分析を行い、無銭飲食等については参考値として図表に掲載することとする。

3-2-1図 調査対象事件 犯行の手口別構成比



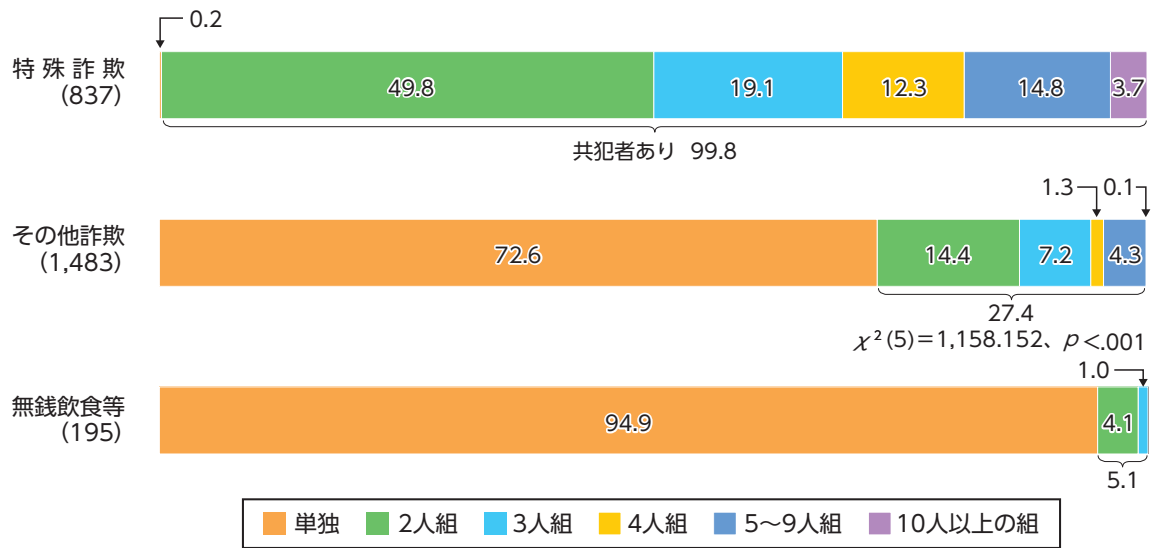
注 法務総合研究所の調査による。

2 共犯者の有無及びその内容

(1) 共犯率及び共犯者の数

調査対象事件について、特殊詐欺、その他詐欺、無銭飲食等の手口別に分けて共犯率（共犯による事件数の占める比率）・共犯者数別構成比を見ると、3-2-2図のとおりである。特殊詐欺の共犯率は99.8%と顕著に高く、その他詐欺の共犯率は27.4%であった。共犯による事件の総数に占める共犯者数別構成比を犯行の手口別に見ると、特殊詐欺は、2人組が49.8%と最も高く、次いで、3人組（19.1%）、5～9人組（14.8%）、4人組（12.3%）、10人以上の組（3.7%）の順であり、その他詐欺と単純に比較すると、多人数による共犯事件の構成比も高い。なお、氏名不詳の共犯者がいる場合には、裁判書等で「氏名不詳者ら」等と認定されている場合も含めて、氏名不詳の共犯者を「1人」と計上していることから、ここでいう共犯者数は、実際の共犯者数よりも少なく計上されている可能性があることに留意を要する。特殊詐欺とその他詐欺について、 χ^2 検定を行った結果、有意な差が認められた。調整済み残差を見ると、特殊詐欺は、単独犯の構成比が低い一方、共犯者の人数を問わず共犯者がいる事件の構成比が高い傾向が見られた。これは、特殊詐欺が架け子、受け子、見張り役などの綿密な役割分担の下、複数の共犯者によって組織的に敢行されていることを如実に物語っているものと言える。

3-2-2図 調査対象事件 共犯率・共犯者数別構成比（犯行の手口別）



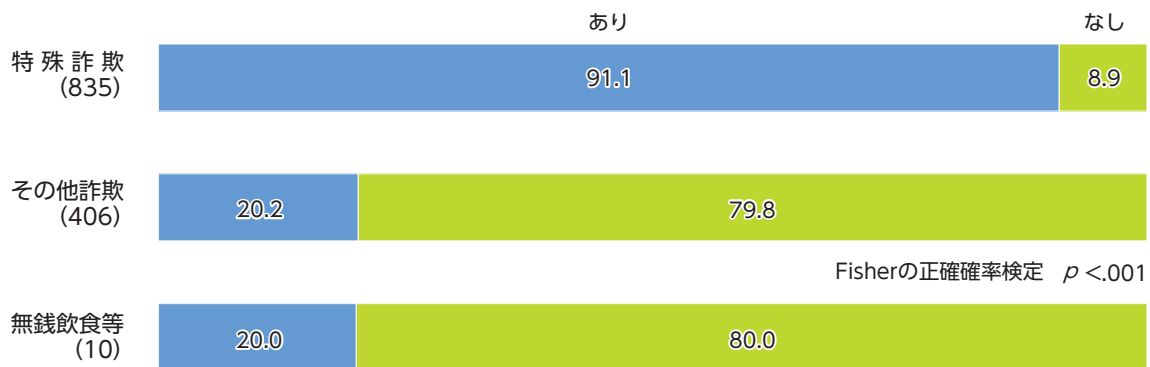
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 氏名不詳の共犯者がいる場合には、裁判書等で「氏名不詳者ら」等と認定されている場合も、氏名不詳の共犯者を1人として計上している。
 3 () 内は、件数である。

(2) 氏名不詳の共犯者の有無

調査対象事件のうち共犯者がいる事件について、共犯者に氏名不詳の者が含まれるか否かを犯行の手口別に見ると、3-2-3図のとおりである。共犯者に氏名不詳の者が含まれる事件の構成比は、特殊詐欺が91.1%と顕著に高いのに対し、その他詐欺は20.2%であった。特殊詐欺とその他詐欺について、Fisherの正確確率検定の結果、特殊詐欺は、氏名不詳の共犯者「あり」の構成比が有意に高く、「なし」の構成比が有意に低かった。これは、前記(1)のとおり、特殊詐欺が複数の共犯者によって組織的に敢行される一方、逮捕される可能性が高い受け子や出し子には、組織の上層部の人定につながる情報を与えないようにするなど、組織の芽づる式検挙を避けるための隠蔽工作が行われているためと考えられる。

3-2-3図

調査対象事件 氏名不詳の共犯者の有無別構成比 (犯行の手口別)



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 共犯者がいる事件に限る。
 3 () 内は、件数である。

3 全対象者のうちの特殊詐欺事犯者の特徴

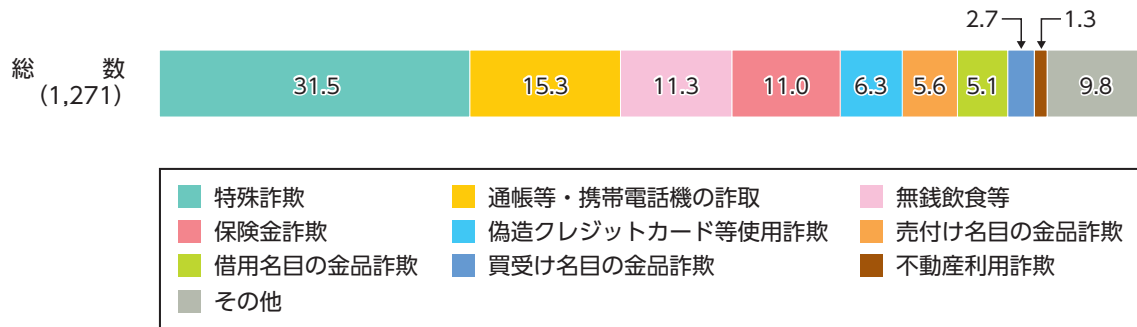
(1) 基本的属性

全対象者の人員は、1,343人（男性1,189人、女性154人）であり、犯行時の平均年齢は、38.5歳（男性38.2歳、女性41.6歳）であった。なお、最低年齢は、男性・女性共に18歳であり、最高年齢は、男性77歳、女性80歳であった。

全対象者の総数（1,343人）から、異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除いた人員は、1,271人であった。異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者について見ると、無銭飲食等及び借用名目の金品詐取を行った者が5人、通帳等・携帯電話機の詐取及び偽造クレジットカード等使用詐欺を行った者が3人であるなど、いずれの組合せも多くはなかった。なお、異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者のうち、その手口に特殊詐欺を含む者について、特殊詐欺以外に行った詐欺の手口を見ると、通帳等・携帯電話機の詐取が2人、偽造クレジットカード等使用詐欺が1人、不動産利用詐欺が1人、その他が4人であった。

全対象者の総数（1,343人）から、異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除いた人員（1,271人）について、犯行の手口別構成比を見ると、**3-2-4図**のとおりである。特殊詐欺が31.5%（401人）と最も高く、次いで、通帳等・携帯電話機の詐取15.3%（194人）、無銭飲食等11.3%（144人）、保険金詐欺11.0%（140人）、偽造クレジットカード等使用詐欺6.3%（80人）の順であった。以下においても、詐欺事犯者の中における特殊詐欺事犯者の特徴を見るため、特殊詐欺事犯者と、無銭飲食等を含まないその他詐欺事犯者との比較に主眼を置いた分析を行い、無銭飲食等については参考値として図表に掲載することとする。

3-2-4図 全対象者 犯行の手口別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除く。
 3 ()内は、実人員である。

全対象者（各属性等が不詳の者を除く。）の属性等を犯行の手口別（「その他詐欺」は、異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を含む。）に見ると、3-2-5表のとおりである。なお、全対象者のうち、確定判決において詐欺以外の罪も認定された者は341人（25.4%）であり、その主な罪名（重複計上による。）は、窃盗（158人）が最も多く、次いで、文書偽造（91人）、薬物犯罪（覚醒剤取締法違反等の違法薬物に関する犯罪。以下この章において同じ。）（58人）、住居侵入（29人）、横領（遺失物等横領を含む。）（25人）の順であった。

犯行時の年齢層を見ると、特殊詐欺は、30歳未満の者の構成比が56.6%と最も高く、年齢層が上がるに連れて構成比が低下していくなど、その他詐欺及び無銭飲食等と異なる傾向を示している。

前科（調査対象事件より前の、道交違反又は道路交通取締法、同法施行令若しくは道路交通取締令の各違反を除く、罰金以上の刑に処せられた事件をいう。以下断りのない限り、本節において同じ。）の有無及びその内容を見ると、特殊詐欺において、前科なしの構成比が最も高かった（63.6%）。

特殊詐欺とその他詐欺について、Fisherの正確確率検定の結果、特殊詐欺の性別は、男性の構成比が有意に高い一方、女性の構成比が有意に低く、特殊詐欺の就労状況は、有職の構成比が有意に低い一方、無職の構成比が有意に高かった。

また、特殊詐欺とその他詐欺について、 χ^2 検定の結果、年齢層、前科及び刑の種類に有意な差が認められた。調整済み残差を見ると、特殊詐欺の年齢層は、30歳未満の構成比が高い一方、40～49歳、50～64歳及び65歳以上の各構成比が低い傾向が見られ、前科は、特殊詐欺につき、同種前科ありの構成比が低く、前科なしの構成比が高い傾向が見られた。刑の種類は、特殊詐欺につき、実刑の構成比が高く、単純執行猶予の構成比が低い傾向が見られた。

3-2-5表

全対象者 属性等別人員 (犯行の手口別)

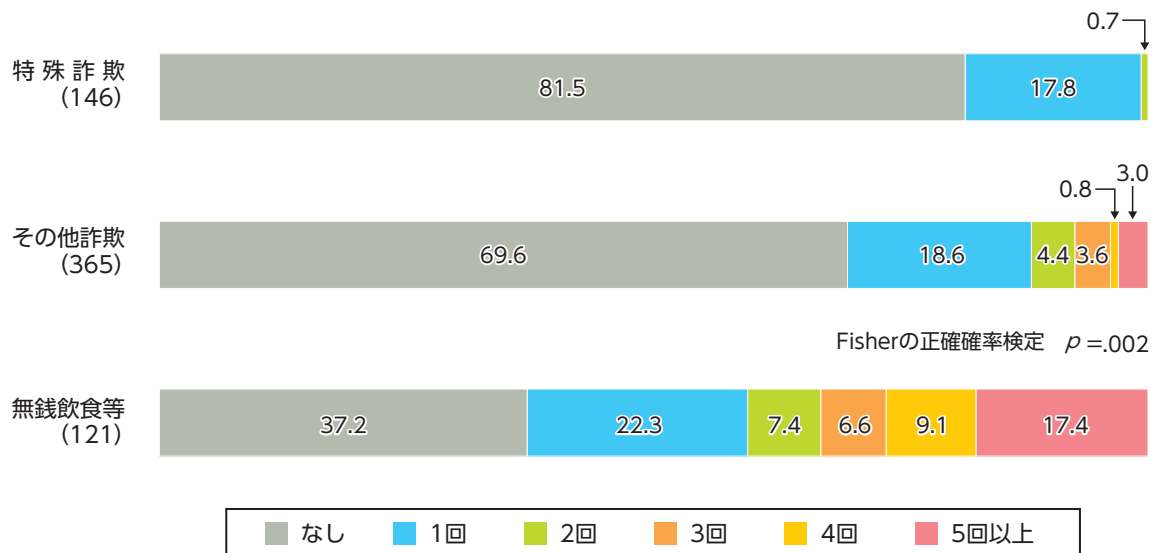
属性等	区 分	特殊詐欺	その他詐欺	無銭飲食等	統計値
性 別	男 性	393 (98.0)	653 (81.8)	143 (99.3)	Fisherの正確確率検定 $p<.001$
	女 性	8 (2.0)	145 (18.2)	1 (0.7)	
年 齢 層	30 歳 未 満	227 (56.6)	190 (23.8)	16 (11.1)	$\chi^2(4)=174.200$ 、 $p<.001$
	30 ~ 39 歳	113 (28.2)	203 (25.4)	30 (20.8)	
	40 ~ 49 歳	40 (10.0)	197 (24.7)	32 (22.2)	
	50 ~ 64 歳	19 (4.7)	154 (19.3)	50 (34.7)	
	65 歳 以 上	2 (0.5)	54 (6.8)	16 (11.1)	
就労状況	有 職	144 (36.3)	399 (50.2)	11 (7.7)	Fisherの正確確率検定 $p<.001$
	無 職	253 (63.7)	396 (49.8)	132 (92.3)	
居住状況	住 居 あ り	339 (84.8)	678 (85.1)	57 (39.6)	Fisherの正確確率検定 $p=.932$
	住 居 な し	61 (15.3)	119 (14.9)	87 (60.4)	
前 科	同 種 前 科 あ り	27 (6.7)	111 (13.9)	76 (52.8)	$\chi^2(2)=16.390$ 、 $p<.001$
	異 種 前 科 あ り	119 (29.7)	254 (31.8)	45 (31.3)	
	な し	255 (63.6)	433 (54.3)	23 (16.0)	
刑の種類	実 刑	270 (67.3)	309 (38.7)	100 (69.4)	$\chi^2(2)=90.368$ 、 $p<.001$
	保護観察付全部執行猶予	12 (3.0)	23 (2.9)	15 (10.4)	
	単 純 執 行 猶 予	119 (29.7)	466 (58.4)	29 (20.1)	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各属性等が不詳の者を除く。
 3 「その他詐欺」は、異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を含む。
 4 「年齢層」は、犯行時の年齢による。ただし、複数の事件がある場合は、そのうちの最初の事件の犯行時の年齢による。
 5 「就労状況」は、判決時による。また、「無職」は、家事従事者を含み、「有職」は、学生・生徒を含む。
 6 「居住状況」は、判決時による。
 7 「前科」は、調査対象事件より前の、道交違反等を除く、罰金以上の刑に処せられたものをいう。
 8 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない全部執行猶予をいう。
 9 統計値は、 χ^2 検定による。ただし、度数が少ない場合は、Fisherの正確確率検定によった。
 10 () 内は、各属性等の犯行の手口別の人員における構成比である。

全対象者（前科を有する者に限る。）について、同種前科の回数別構成比を犯行の手口別（「その他詐欺」は、異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を含む。）に見ると、3-2-6図のとおりである。単純に比較すると、特殊詐欺（81.5%）は、その他詐欺（69.6%）に比べて同種前科を有しない者が多かった。ちなみに、無銭飲食等は、同種前科を有しない者の構成比が37.2%にとどまり、同種前科5回以上を有する者の構成比が17.4%に上った。特殊詐欺とその他詐欺について、 χ^2 検定の結果、有意な差が認められた。調整済み残差を見ると、特殊詐欺は、同種前科なしの構成比が高く、同種前科2回、3回及び5回以上の各構成比が低い傾向が見られた。

3-2-6図

全対象者 同種前科の回数別構成比（犯行の手口別）



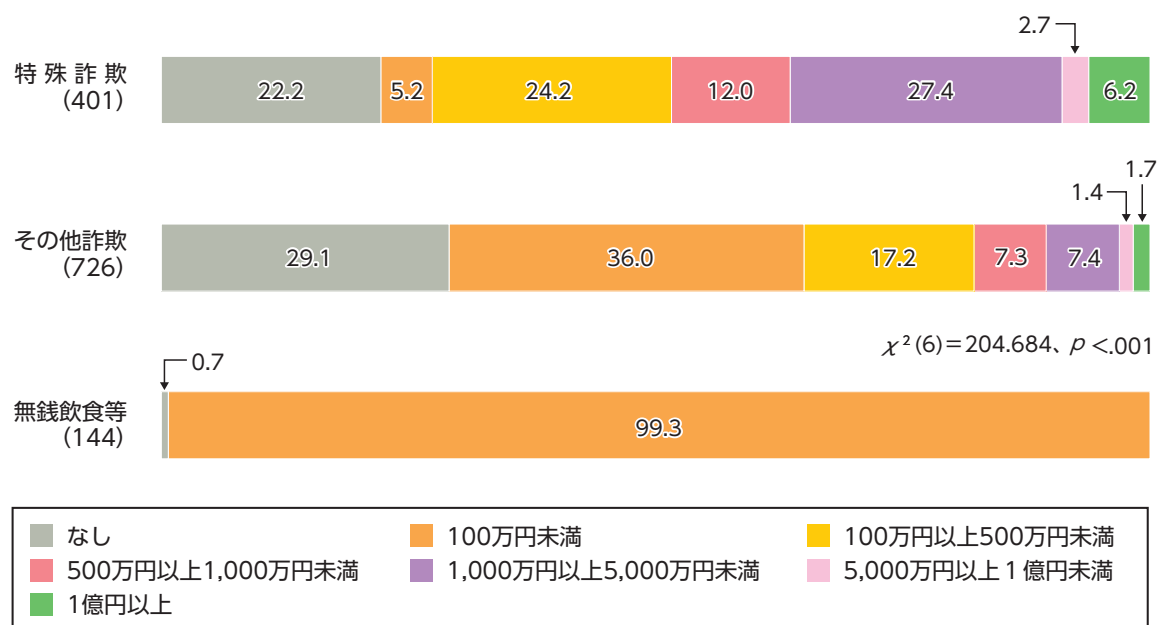
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 前科を有する者に限る。なお、「前科」は、調査対象事件より前の、道交違反等を除く、罰金以上の刑に処せられたものをいう。
 3 「その他詐欺」は、異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を含む。
 4 () 内は、実人員である。

(2) 被害額

全対象者（異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除く。）について、調査対象事件の詐欺被害額別（1人の対象者が2件以上の詐欺を行っていた場合はその合計金額をいい、複数の対象者による共犯事件については、それぞれの対象者に詐欺被害額を計上している。）構成比を犯行の手口別に見ると、3-2-7図のとおりである。特殊詐欺（出し子がATMから引き出した現金を含む。）について、「なし」（22.2%）を除く構成比は、1,000万円以上5,000万円未満（27.4%）の構成比が最も高く、次いで、100万円以上500万円未満（24.2%）、500万円以上1,000万円未満（12.0%）、1億円以上（6.2%）の順であった。特殊詐欺とその他詐欺について、 χ^2 検定の結果、有意な差が認められた。調整済み残差を見ると、特殊詐欺は、被害額なし及び被害額100万円未満の構成比が低い一方、被害額100万円以上500万円未満、被害額500万円以上1,000万円未満、被害額1,000万円以上5,000万円未満及び被害額1億円以上の各構成比が高い傾向が見られ、100万円以上の高額被害が生じた事案の比率が高い傾向が認められた。

3-2-7図

全対象者 詐欺被害額別構成比（犯行の手口別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 未遂事件は、「なし」に含まれる。
 3 異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除く。
 4 対象者が2件以上の詐欺を行った場合は、その合計金額である。
 5 同一事件の共犯者がいた場合、対象者ごとに被害額を計上している。
 6 特殊詐欺の被害額は、出し子がATMから引き出した現金を含む。
 7 ()内は、実人員である。

(3) 被害回復・示談

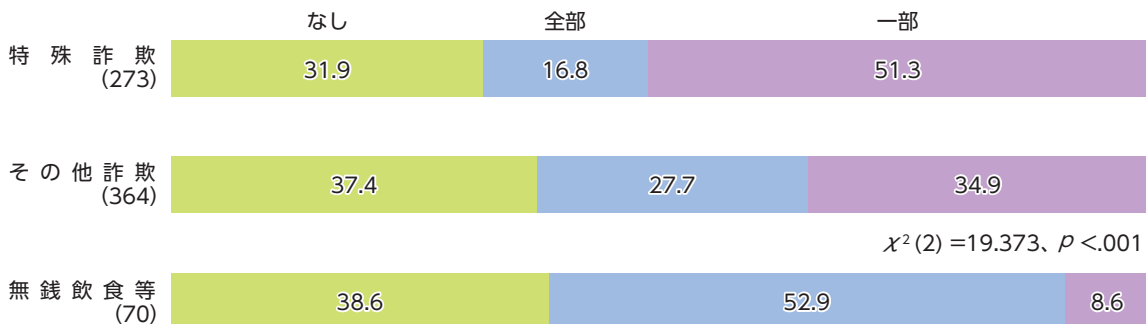
全対象者（既遂事件を行った者に限る。また、被害回復・弁償の有無、示談の有無が不詳の者及び異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除く。）の被害回復・示談別構成比を犯行の手口別に見ると、3-2-8図のとおりである。特殊詐欺とその他詐欺について、 χ^2 検定の結果、有意な差が認められた。調整済み残差を見ると、特殊詐欺は、全部の被害回復・弁償をした者の構成比が低い一方、一部被害回復・弁償をした者の構成比が高い傾向が見られた。また、示談なしの構成比が低い一方、一部示談の構成比が高い傾向が見られた。

被害回復について前記のような違いが生じたのは、前記(2)のとおり、特殊詐欺では被害額が高額に上る事案が多い上、被害金の大半が組織の上層部に流れてしまうことから、受け子や出し子等の一部の関与者のみが検挙されても、全部の被害弁償が困難な場合が多いことなどが理由と考えられる。

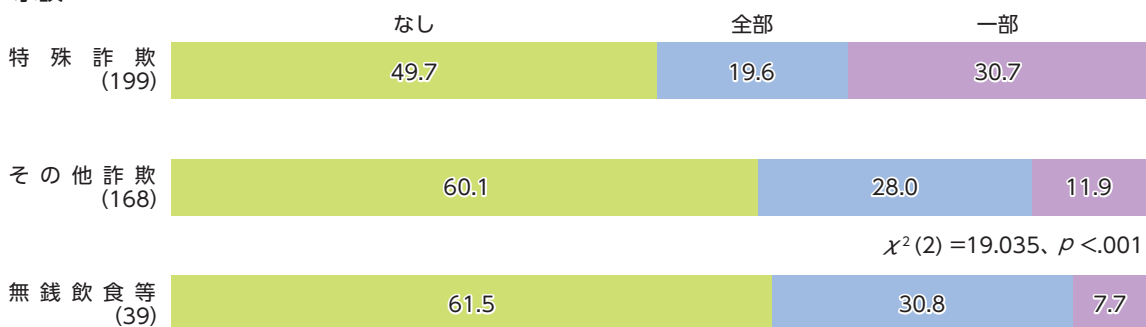
3-2-8図

全対象者 被害回復・示談別構成比（犯行の手口別）

① 被害回復・弁償



② 示談



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 既遂事件を行った者に限る。
 3 ①は、被害回復・弁償の有無が不詳の者、②は、示談の有無が不詳の者をそれぞれ除く。
 4 ②の「一部」は、一部の被害者との間で示談がなされた場合である。
 5 異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除く。
 6 ()内は、実人員である。

(4) 犯行の動機・理由

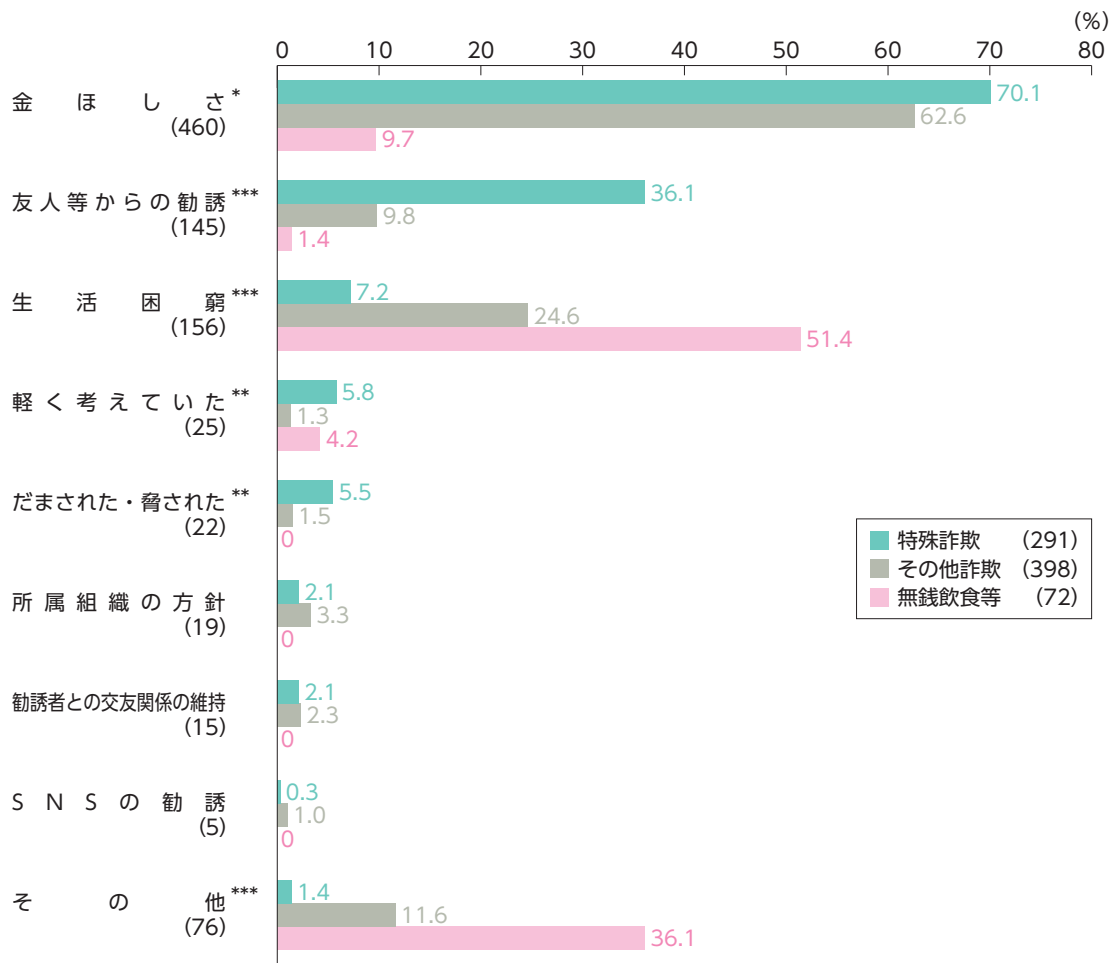
本調査においては、(特殊)詐欺に至る動機・理由及び背景事情・原因(以下「動機・背景事情」という。)として想定し得る項目をあらかじめ複数設定した上で、主として、全対象者調査では、裁判書の記載内容を、特殊詐欺事犯者調査では、これに加えて調査対象者の捜査段階及び裁判時における供述内容を基に、犯行に至った動機・背景事情として前記項目に該当するものを選別して集計する調査を行った(重複計上による。以下この章において同じ。)

全対象者(犯行動機・理由が不詳の者及び異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除く。)が詐欺を行った動機・理由を犯行の手口別に見ると、3-2-9図のとおりである。

特殊詐欺とその他詐欺を見ると、いずれも「金ほしさ」の該当率が最も高いが、特殊詐欺は次いで「友人等からの勧誘」(36.1%)の該当率が高く、その他詐欺は次いで「生活困窮」(24.6%)の該当率が高かった。特殊詐欺とその他詐欺について、Fisherの正確確率検定の結果、特殊詐欺において、期待値より該当ありの人数が有意に多かった項目は「金ほしさ」、「友人等からの勧誘」、「軽く考えていた」及び「だまされた・脅された」であり、期待値より該当ありの人数が有意に少なかった項目は「生活困窮」であった。特殊詐欺は、友人・知人等による勧誘や、SNS・闇サイト等に掲載された高額アルバイトを騙った広告に釣られるなどして受け子や架け子等になり、安易に犯行に加担するケースが多いことが理由と考えられる。

3-2-9図

全対象者 犯行動機・理由（犯行の手口別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 3 異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除く。
 4 犯行動機又は理由が不詳の者を除く。
 5 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値はFisherの正確確率検定による正確有意確率である。
 6 凡例の（ ）内は、犯行の手口別の実人員であり、縦軸の（ ）内は、各項目の該当者の人員である。

(5) 科刑状況

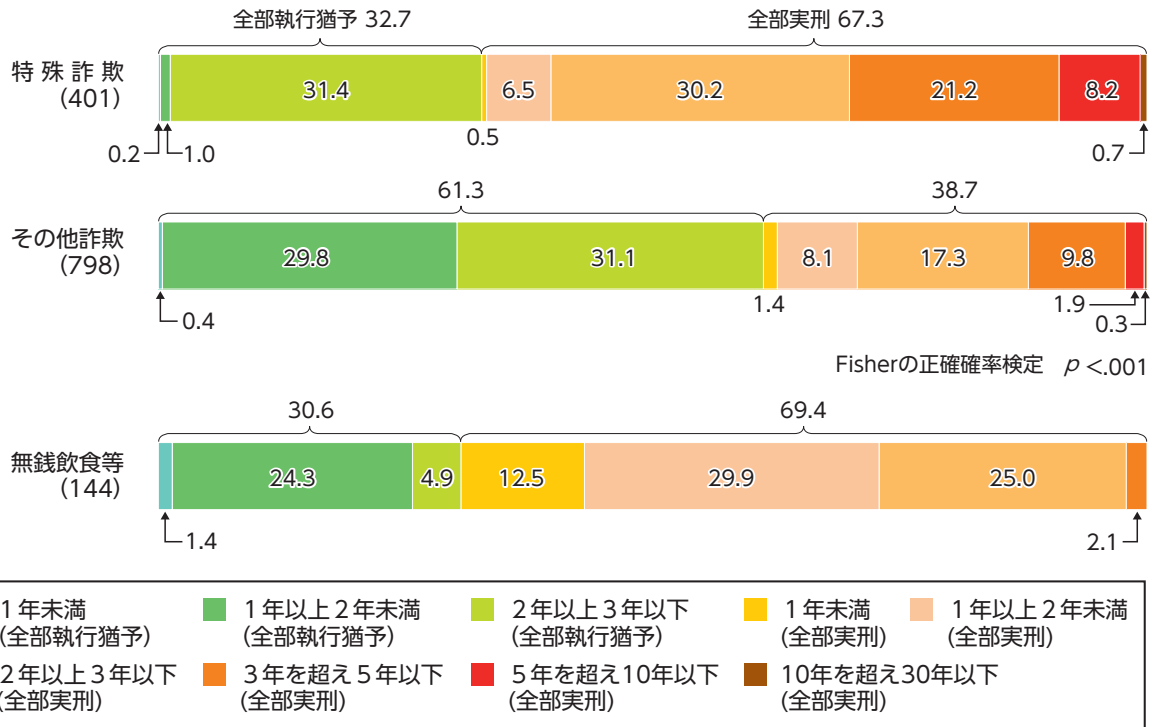
全対象者に対する有期の懲役の科刑状況別構成比を、犯行の手口別（「その他詐欺」は、異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を含む。）に見ると、3-2-10図のとおりである。なお、全対象者の中には、詐欺以外の事件も含めて有罪判決を受けたものが含まれていることに留意する必要がある。

特殊詐欺とその他詐欺を比較すると、特殊詐欺は全部実刑の構成比が67.3%であるのに対し、その他詐欺は全部実刑の構成比が38.7%であり、顕著な差があった。ちなみに、無銭飲食等は、全部実刑の構成比が69.4%であるが、これは複数の同種前科を有する者が多いことから（3-2-6図参照）、累犯前科者が多く含まれていること等が理由と考えられる。

特殊詐欺とその他詐欺について、 χ^2 検定の結果、有意な差が認められた。調整済み残差を見ると、特殊詐欺において構成比が高い傾向が見られた項目は「2年以上3年以下（実刑）」、「3年を超え5年以下（実刑）」及び「5年を超え10年以下（実刑）」であり、構成比が低い傾向が見られた項目は「1年以上2年未満（全部執行猶予）」であった。

3-2-10図

全対象者 有期刑（懲役）科刑状況別構成比（犯行の手口別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「その他詐欺」は、異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を含む。
 3 ()内は、実人員である。

第3節 再犯に関する調査の結果

この節では、特殊詐欺事犯者の再犯状況と再犯に関連する要因について、全対象者調査（本章第1節参照）により明らかになった結果を紹介する。

特殊詐欺事犯者の再犯状況と再犯に関連する要因を分析するにあたり、この節における再犯の扱いについて整理する。全対象者調査における「再犯」とは、罰金以上の刑で再び有罪判決の言渡しを受けて裁判が確定した事件をいう（道交違反又は道路交通取締法、同法施行令若しくは道路交通取締令の各違反により、罰金以下の刑に処せられた事件を除く。）。ただし、全対象者調査は、裁判書等の資料に基づいた調査にとどまっているため、この節における「再犯」には、調査対象事件の裁判確定前の余罪又は調査対象事件により実刑に処せられた者がその受刑中に犯した事件が含まれている可能性があり、厳密な意味での再犯状況ではないことに留意する必要がある。また、同様の理由により、再犯の犯行日を調査することが困難であったため、調査対象事件の第一審の判決言渡日（上訴した者のうち、上訴審により第一審の実刑判決が破棄されて全部執行猶予判決となった者（17人）は、上訴審の判決言渡日とする。以下この節において同じ。）から4年間に、再犯の第一審の判決言渡しを受けていること（最終的に有罪の裁判が確定した者に限る。）をもって、再犯に及んだものと判断した。

なお、調査対象事件により全部執行猶予の言渡しを受けた者については、社会内で再犯に及ぶ可能性があった期間（以下この節において「再犯可能期間」という。）を4年間確保できる一方、調査対象事件により実刑に処せられた者の中には、調査対象事件の判決言渡日から4年が経過した時点においてもいまだ受刑している者がおり、そのような者については再犯に関する調査の対象に含まなかった。さらに、実刑に処せられて受刑し、判決言渡日から4年が経過する前に刑事施設から出所した者についても、それぞれ出所日が異なることから、再犯可能期間には長短がある。したがって、この節において、全体的な再犯の傾向等を把握するために、出所受刑者・全部執行猶予者別に再犯の状況を見ることがあるが、その場合には、比較する対象者の再犯可能期間が異なっていることに留意する必要がある。

この節では、全対象者1,343人のうち、調査対象事件の判決言渡日から4年が経過した時点において受刑中の者、受刑中に死亡した者及び再犯に及ぶことなく死亡した者を除いた1,231人を分析の対象とした。

1 属性（性別・年齢・前科の有無）別

特殊詐欺、その他詐欺、無銭飲食等の手口別に分けて、再犯の有無別構成比を属性別に見ると、3-3-1図のとおりである。

まず、特殊詐欺について、男女別に見ると、男性の再犯ありの構成比は1割程度で、女性は調査対象者全体でも8人しかおらず、そのうち再犯ありの者はいなかった。年齢層別に見ると、50代以上の者で再犯ありの者はいなかったが、50代以上の者が19人しかいなかったため、標本数の少なさが影響した可能性が考えられる。Fisherの正確確率検定の結果、年齢層ごとの再犯の有無に有意な差は認められなかった。調査対象事件による検挙時の前科の有無別に見ると、前科ありと前科なし共に、再犯ありの構成比は1割前後であり、Fisherの正確確率検定の結果、有意な差は認められなかった。

また、その他詐欺について同様に見ていくと、Fisherの正確確率検定の結果、男女別及び年齢層別で再犯の有無に有意な差は認められなかったが、前科の有無には有意な差が認められ、前科なしよりも前科ありの方が、再犯ありの構成比が高かった。

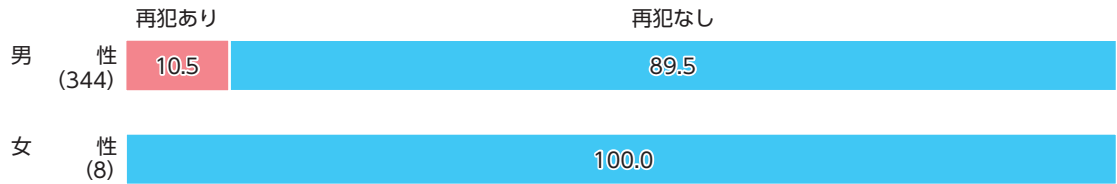
仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者の再犯を予測する因子を調査した先行研究（勝田、2018）では、受刑歴や刑事処分歴が再犯予測因子の一つであることが見出されている。その他詐欺については、前科ありの者の再犯が前科なしの者よりも多く、先行研究と矛盾のない結果であったが、特殊詐欺については、そのような傾向は確認されなかった。

3-3-1 図

再犯の有無別構成比（犯行の手口別、属性別）

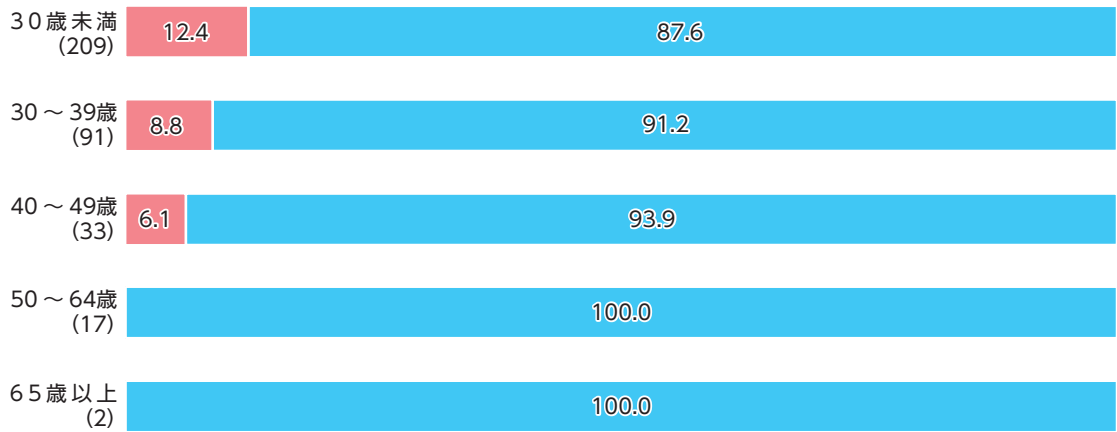
① 特殊詐欺

ア 男女別



Fisher の正確確率検定 $p = 1.000$

イ 年齢層別



Fisher の正確確率検定 $p = .487$

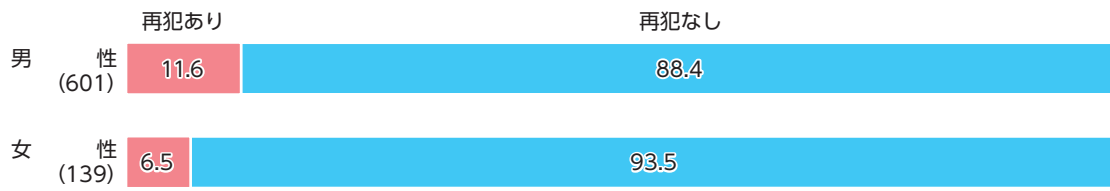
ウ 前科の有無別



Fisher の正確確率検定 $p = .460$

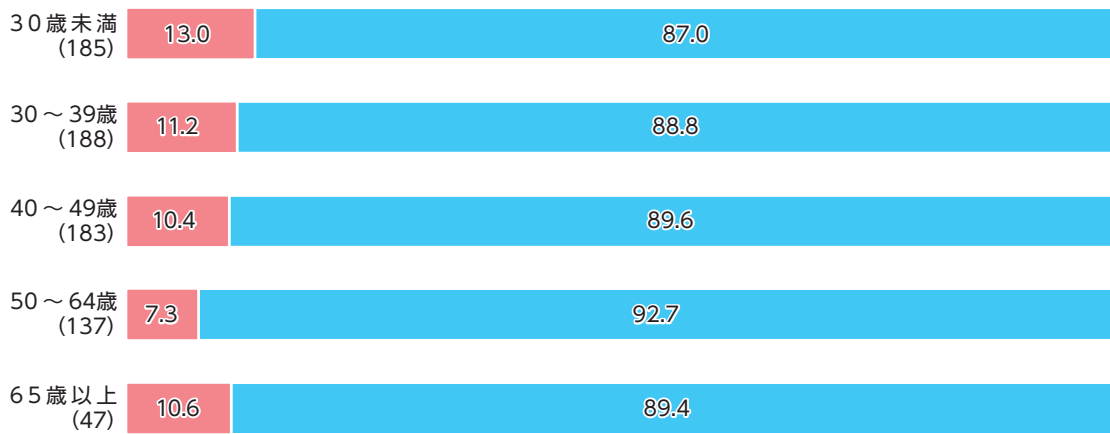
② その他詐欺

ア 男女別



Fisher の正確確率検定 $p = .093$

イ 年齢層別



$\chi^2(4) = 2.726$ 、 $p = .605$

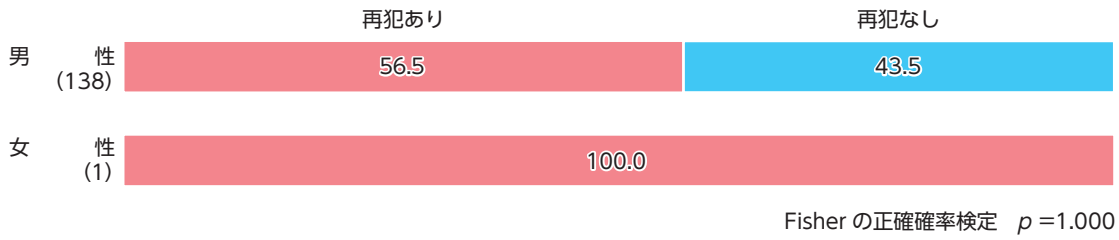
ウ 前科の有無別



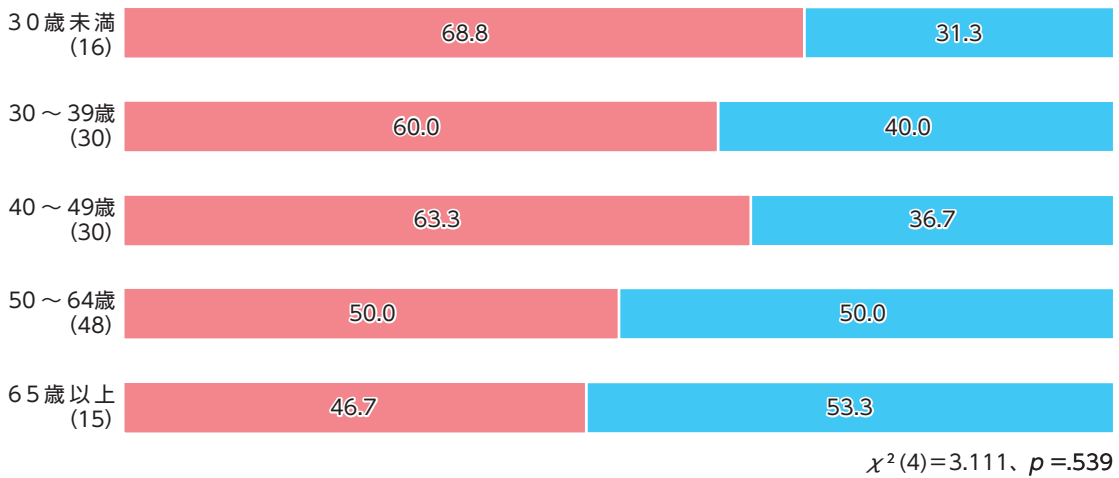
Fisher の正確確率検定 $p = .008$

③ 無銭飲食等

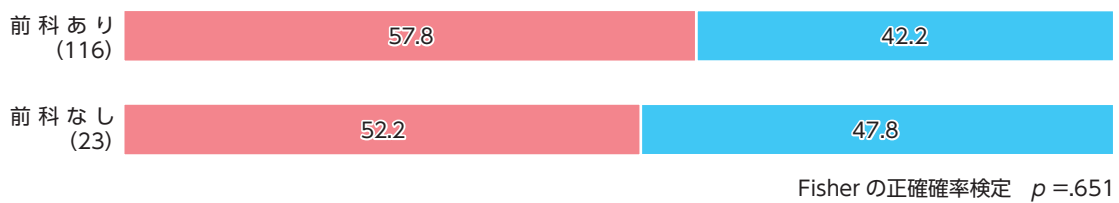
ア 男女別



イ 年齢層別



ウ 前科の有無別



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除く。
 3 調査対象事件の判決言渡日から4年経過時点における再犯の有無を示す。
 4 調査対象事件の判決言渡日から4年経過時点において受刑中の者、受刑中に死亡した者及び再犯に及ぶことなく死亡した者を除く。
 5 「年齢層」は、調査対象事件の犯行時の年齢による。
 6 「前科」は、調査対象事件より前の、道交違反等を除く、罰金以上の刑に処せられたものをいう。
 7 ()内は、実人員である。

2 出所受刑者・全部執行猶予者別

特殊詐欺、その他詐欺、無銭飲食等の手口別に分けて、再犯の有無別構成比を出所受刑者・全部執行猶予者別に見ると、3-3-2図のとおりである。

なお、調査対象事件の判決言渡日から4年が経過した時点までの再犯可能期間を算出するに当たり、刑事施設における受刑期間を減じた日数の平均値（以下この節において「平均再犯可能期間」という。）を求めると、特殊詐欺の出所受刑者の平均再犯可能期間は625日であった。全部執行猶予者は調査した再犯可能期間が4年であり、出所受刑者と単純に比較できないことに留意する必要がある。

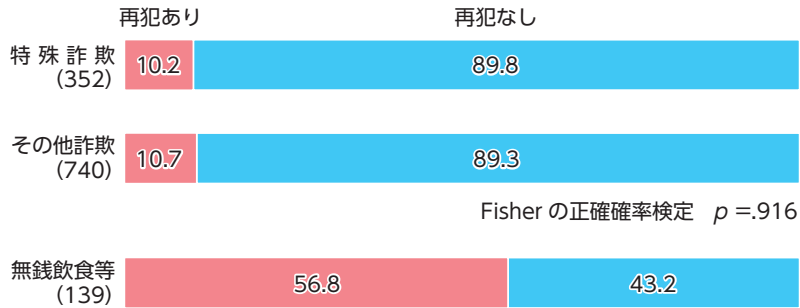
まず、特殊詐欺とその他詐欺の再犯ありの構成比を比較すると、どちらもおよそ1割であり、Fisherの正確確率検定の結果、有意な差は認められなかった。

次に、特殊詐欺について、出所受刑者、全部執行猶予者ごとの再犯の有無別構成比を見ると、出所受刑者及び単純執行猶予者（保護観察の付かない全部執行猶予の者をいう。以下この節において同じ。）の再犯ありの構成比は、1割前後であったのに対し、保護観察付全部執行猶予者の再犯ありの構成比は、3割を超え、単純執行猶予者と比べて顕著に高かった。その他詐欺も、特殊詐欺と同様の傾向がみられ、Fisherの正確確率検定の結果、特殊詐欺と有意な差が見られる項目はなかった。

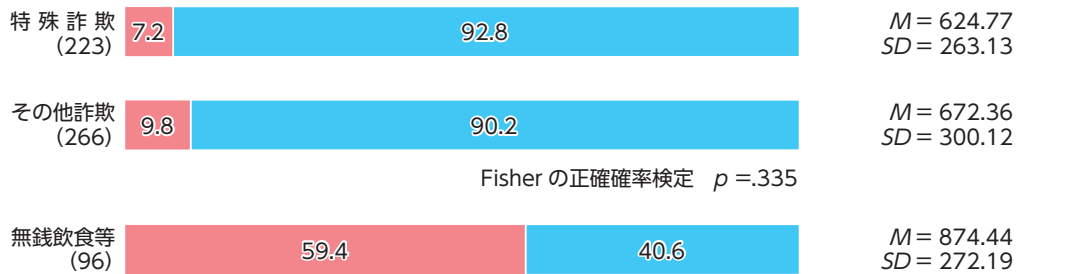
3-3-2図

再犯の有無別構成比（出所受刑者・全部執行猶予者別、犯行の手口別）

① 全対象者

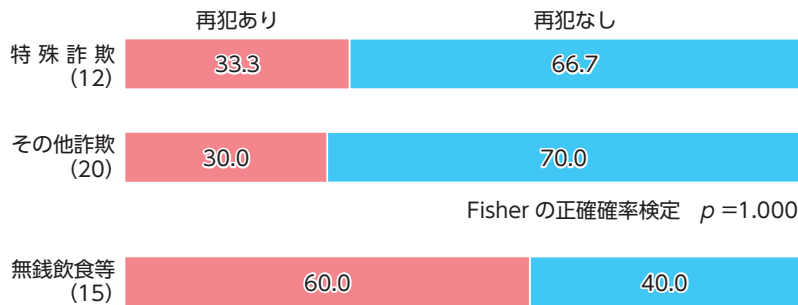


② 出所受刑者

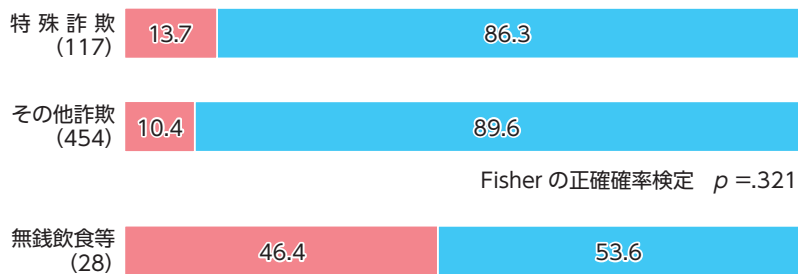


③ 全部執行猶予者

ア 保護観察付全部執行猶予者



イ 単純執行猶予者



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除く。
 3 調査対象事件の判決言渡日から4年経過時点における再犯の有無を示す。
 4 調査対象事件の判決言渡日から4年経過時点において受刑中の者、受刑中に死亡した者及び再犯に及ぶことなく死亡した者を除く。
 5 「平均再犯可能期間」は、調査対象事件の判決言渡日から4年経過時点までの期間から、刑事施設における受刑期間を減じた日数の平均値をいう。
 6 「単純執行猶予者」は、保護観察の付かない全部執行猶予の者である。
 7 () 内は、実人員である。

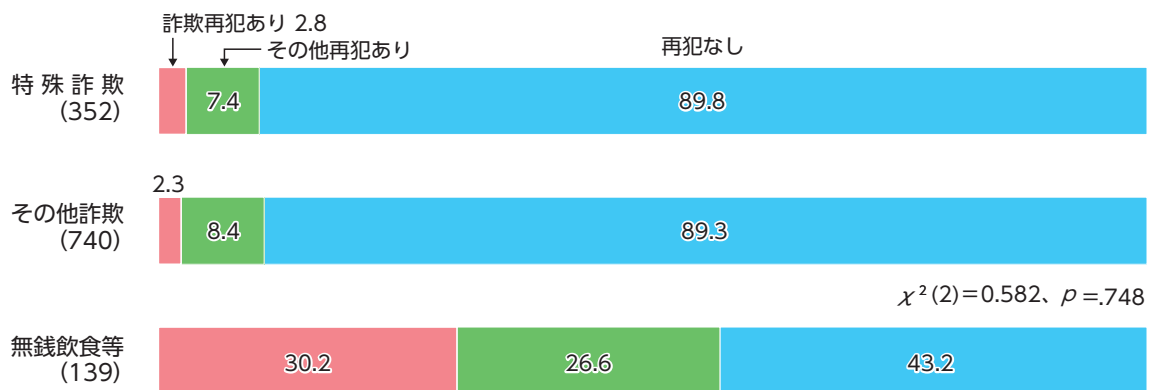
3 再犯の罪名別

詐欺再犯・その他再犯（「詐欺再犯」は、再犯の判決罪名に詐欺を含むものをいい、「その他再犯」は、再犯の判決罪名が詐欺以外のものをいう。）別の構成比を、犯行の手口別に見ると、3-3-3図のとおりである。

特殊詐欺について、詐欺再犯ありの構成比は2.8%であるのに対し、その他再犯ありの構成比は7.4%と詐欺再犯よりもその他再犯の方が多かった。また、 χ^2 検定の結果、特殊詐欺とその他詐欺では、詐欺再犯・その他再犯別の構成比に有意な差は認められなかった。

なお、犯行の手口別の再犯ありの構成比を見るに当たっては、犯行の手口によって、調査対象事件で実刑に処せられた者の割合や調査対象事件の判決言渡日から4年が経過した時点においても受刑中の者の割合が異なるほか、再犯可能期間にも差異があることに留意する必要がある。

3-3-3図 詐欺再犯・その他再犯の有無別構成比（犯行の手口別）



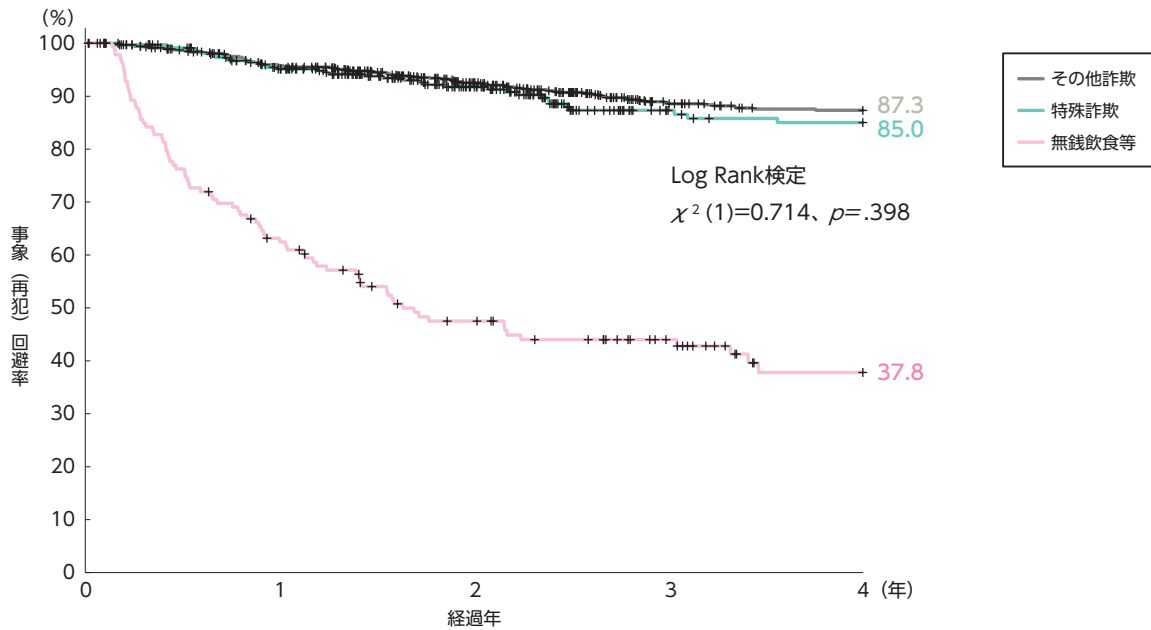
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除く。
 3 調査対象事件の判決言渡日から4年経過時点における再犯の有無を示す。
 4 調査対象事件の判決言渡日から4年経過時点において受刑中の者、受刑中に死亡した者及び再犯に及ぶことなく死亡した者を除く。
 5 「詐欺再犯」は再犯の判決罪名に詐欺を含むものをいい、「その他再犯」は再犯の判決罪名が詐欺以外のものをいう。
 6 ()内は、実人員である。

4 再犯率の推定

上記のとおり、再犯状況を分析するにあたり、再犯可能期間にばらつきがあることから、再犯率を単純に比較することが困難であった。そこで、再犯可能期間の影響を考慮した分析を行うため、Kaplan-Meier推定法により生存分析を行い、Log-Rank検定により特殊詐欺事犯者とその他詐欺事犯者の再犯率（推定値）の比較を行うこととした。

調査対象事件の判決言渡日から4年以内の再犯期間について、犯行の手口（特殊詐欺、その他詐欺）を因子としてKaplan-Meier推定法による生存分析を行った結果が3-3-4図である。分析の結果、特殊詐欺事犯者の4年以内事象（再犯）回避率は、85.0%（再犯率15.0%）であり、生存期間の平均値は1,337日（ $SD=19.6$ ）であった。その他詐欺事犯者の4年以内事象（再犯）回避率は、87.3%（再犯率12.7%）であり、生存期間の平均値は1,355日（ $SD=11.8$ ）であった。Log-Rank検定の結果、特殊詐欺とその他詐欺では、有意な差は認められなかった。

3-3-4図 再犯状況の推定（犯行の手口別）



区分	経過年			
	1年	2年	3年	4年
特殊詐欺 (352)	299 [95.1]	202 [91.8]	115 [87.3]	109 [85.0]
その他詐欺 (740)	672 [95.8]	560 [92.6]	444 [88.6]	421 [87.3]
無銭飲食等 (139)	84 [62.4]	57 [47.5]	37 [44.0]	21 [37.8]

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 異なる手口により2件以上の詐欺を行っていたものを除く。
 3 調査対象事件の判決言渡日から4年経過時点までの再犯を計上している。
 4 調査対象事件の判決言渡日から4年経過時点において受刑中の者、受刑中に死亡した者及び再犯に及ぶことなく死亡した者を除く。
 5 グラフ中の「+」は、調査対象事件の判決言渡日から4年が経過し、観測が終了したことを示す。
 6 図中の「事象（再犯）回避率」は、各時点までの再犯者の累積人員と、当該時点までに観測中で再犯の機会があった者（調査対象事件の第一審の判決確定日から4年が経過しておらず、かつ、再犯のない者）の数をを用いて算出している推定値である。
 7 「経過年」は、刑事施設の出所日又は執行猶予の判決言渡日を起算とし、1年を360日に換算して計上している。
 8 表中の数字は、当該時点までに観察可能であった人員を示す。
 9 表中の（ ）内は、各犯行の手口別の実人員を、[]内は、その時点での事象（再犯）回避率（推定）を示す。

第4節 特殊詐欺事犯者調査の結果

この節では、特殊詐欺事犯者（本章第1節参照）のうち、東京地方裁判所、横浜地方裁判所、さいたま地方裁判所及び千葉地方裁判所で判決の言渡しを受けた者（以下この節において「確定記録調査対象者」という。）を対象に行った特殊詐欺事犯者調査（同節参照）の結果を基に、同対象者が行った特殊詐欺事件の概要、同対象者の特徴、科刑状況等の実態を明らかにする。

1 特殊詐欺事件の概要

確定記録調査対象者の人員は、202人（男性199人、女性3人）であった。確定記録調査対象者が行った特殊詐欺には、1人の確定記録調査対象者が複数件の特殊詐欺を行った場合があるほか（3-4-5表参照）、複数の確定記録調査対象者が共に同一の者を被害者とする特殊詐欺を行った場合がある。確定記録調査対象者が行った特殊詐欺の延べ件数から、被害者や主要な事実等が共通する事件の数を除くと、その件数は336件であった（以下この節においては、特に断りのない限り、確定記録調査対象者が行った特殊詐欺の延べ件数から、被害者や主要な事実が共通する事件の数を除いたものを「特殊詐欺事件」という。）。特殊詐欺事件の犯行類型別（2-1-1表参照）構成比を見ると、3-4-1図のとおりである。オレオレ詐欺の構成比（59.2%、199件）が最も高く、次いで、金融商品詐欺（8.3%、28件）、架空料金請求詐欺（6.3%、21件）、ギャンブル詐欺（5.7%、19件）の順であった。融資保証金詐欺、交際あっせん詐欺及びキャッシュカード詐欺盗はなかった。

3-4-1図

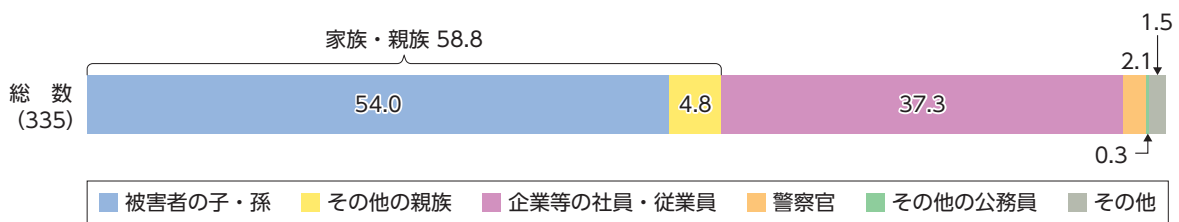
特殊詐欺事件 犯行類型別構成比



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 ()内は、件数である。

特殊詐欺事件（架け子が詐称した身分が不詳のものを除く。）について、架け子（第2章第1節及び本節2項（1）参照）が詐称した身分（複数の身分を詐称した場合、最初に詐称した身分又は主に詐称した身分）別の構成比を見ると、3-4-2図のとおりである。家族・親族を詐称した事件の構成比は、約6割に上っている。個別に見ると、「被害者の子・孫」の構成比（54.0%、181人）が最も高く、次いで、「企業等の社員・従業員」（37.3%、125人）、「その他の親族」（4.8%、16人）の順であり、この三つの身分で96%を超える。

3-4-2図 特殊詐欺事件 架け子が詐称した身分別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 架け子が詐称した身分が不詳の事件を除く。
 3 複数の身分を詐称した場合、最初に詐称した身分又は主に詐称した身分として計上している。
 4 () 内は、件数である。

2 特殊詐欺事犯者（確定記録調査対象者）の特徴

(1) 基本的属性

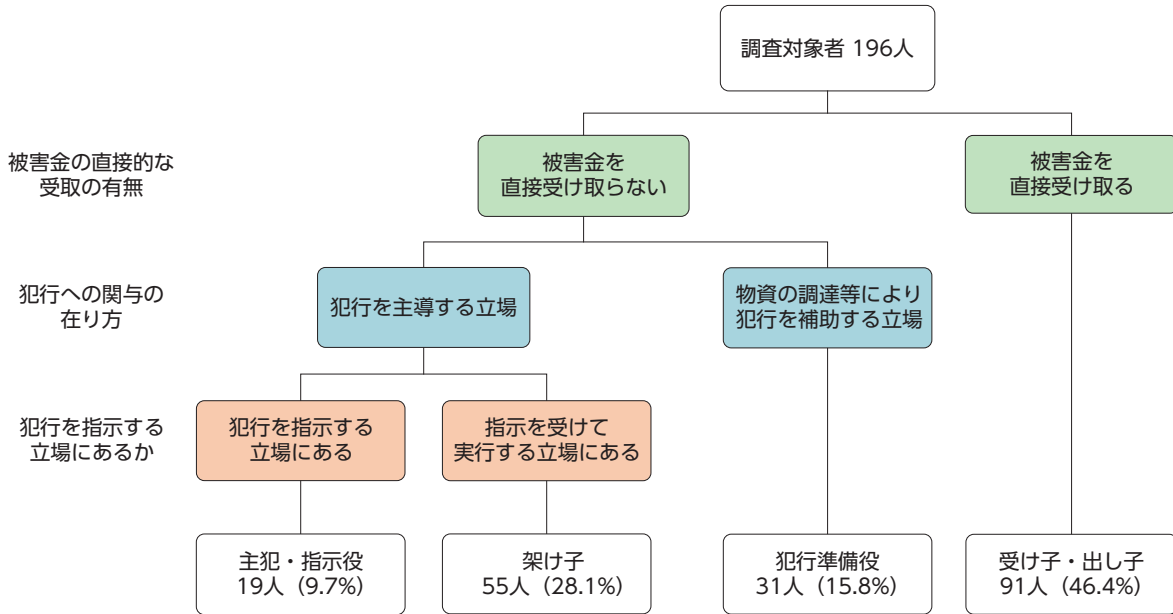
特殊詐欺の犯行グループは、「主犯・指示役」を中心として、電話を繰り返しかけて被害者をだます「架け子」、自宅等に現金等を受け取りに行く「受け子」、被害者からだまし取るなどしたキャッシュカード等を用いてATMから現金を引き出す「出し子」、犯行に悪用されることを承知しながら、犯行拠点をあっせんしたり、架空・他人名義の携帯電話や預貯金口座等を調達する「犯行準備役」等が役割を分担し、組織的に犯行を敢行している。

確定記録調査対象者について、その役割に着目し、被害金の直接的な受取の有無、犯行への関与の在り方、犯行を指示する立場にあるかという観点から類型化すると、3-4-3図のとおりである。役割の重複があった場合、①主犯・指示役、②架け子、③犯行準備役、④受け子・出し子の順に、各対象者に1種類の役割を割り当てた。なお、類型化を行った結果、特殊詐欺の役割が不詳の者等が6名いたため、本節において、特殊詐欺の役割類型別で見るときは、これらの者を分析対象から除外した。

確定記録調査対象者（196人）を役割類型別に見ると、被害金を直接受け取る「受け子・出し子」が46.4%を占めた。被害金を直接受け取らない者については、物資の調達等により犯行を補助する立場である「犯行準備役」が15.8%、犯行を主導する立場のうち犯行を指示する立場にある「主犯・指示役」が9.7%、「架け子」が28.1%であった。

3-4-3 図

特殊詐欺事犯者 特殊詐欺の役割類型別人員等



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 確定記録調査対象者202人のうち、特殊詐欺の役割が不詳の者等を除く196人で類型化を行った。
 3 ()内は、構成比である。

確定記録調査対象者の属性等を役割類型別に見ると、3-4-4図のとおりである。役割類型における属性等の違いについて比較するため、 χ^2 検定を行ったところ、判決時の就労状況、検挙時の前歴及び検挙時の暴力団加入状況について、有意な差が認められた。

判決時の就労状況について、調整済み残差を見ると、「犯行準備役」は、無職の者の構成比が低く、「架け子」は高い傾向が見られた。

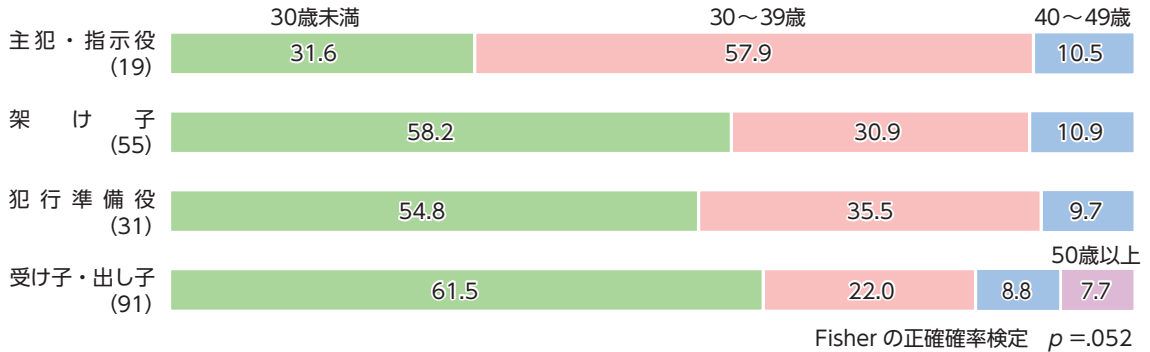
検挙時の前歴について、調整済み残差を見ると、「犯行準備役」は、同種及び異種を含む前歴を有する者の構成比が高い傾向が見られた。

検挙時の暴力団加入状況について、調整済み残差を見ると、「主犯・指示役」は、現役構成員の構成比が高かった一方、非加入の者の構成比が低い傾向が見られた。「架け子」は、非加入の者の構成比が高く、「犯行準備役」は、準構成員・周辺者の構成比が高かった一方、非加入の者の構成比が低い傾向が見られた。「受け子・出し子」は、非加入の者の構成比が高かった一方、現役構成員の構成比が低い傾向が見られた。

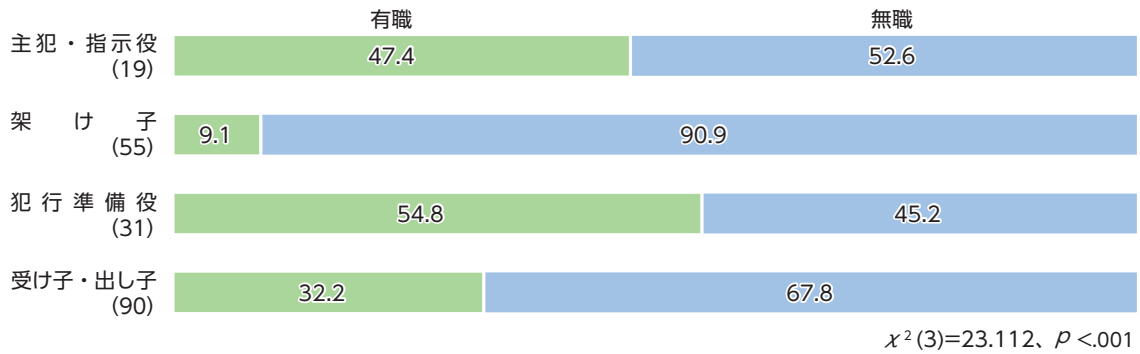
3-4-4図

特殊詐欺事犯者 属性等別人員 (特殊詐欺の役割類型別)

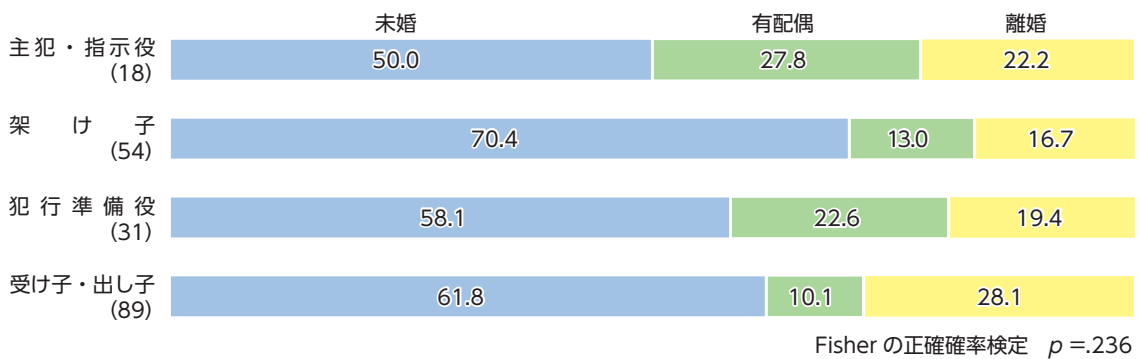
① 年齢層



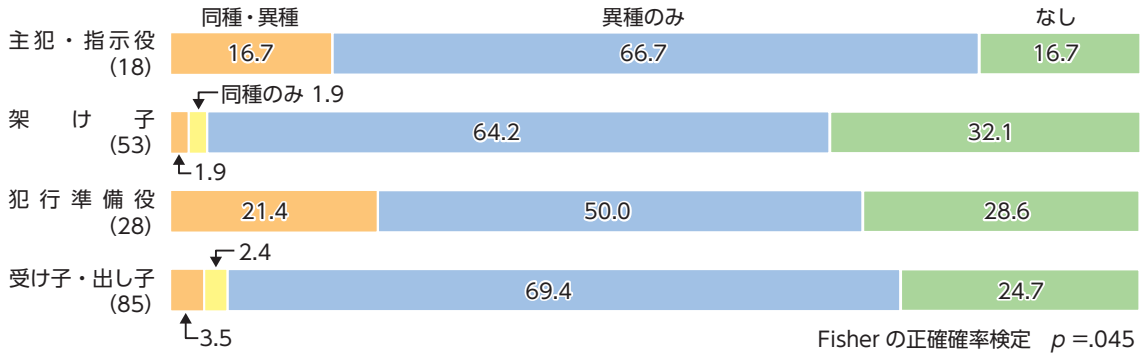
② 就労状況



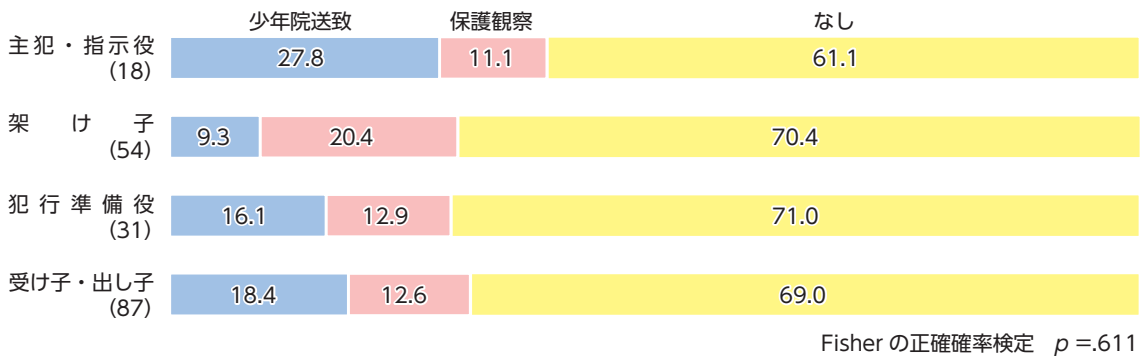
③ 婚姻状況



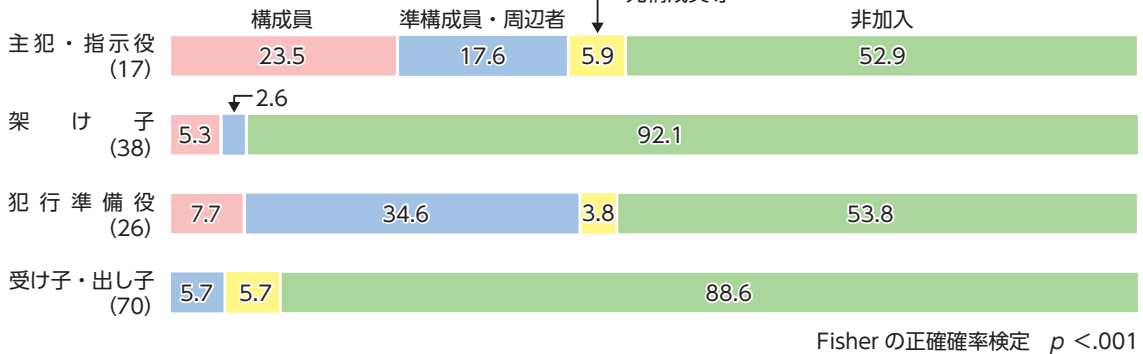
④ 前歴



⑤ 保護処分歴



⑥ 暴力団加入状況



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各属性等が不詳の者を除く。
 3 「年齢層」は、犯行時の年齢による。ただし、複数の事件がある場合は、そのうちの最初の事件の犯行時の年齢による。
 4 「就労状況」は、判決時のものである。また、「無職」は、家事従事者を含み、「有職」は、学生・生徒を含む。
 5 「婚姻状況」は、検挙時のものであり、内縁関係によるものを含む。
 6 「前歴」は、検挙時のものである。
 7 「保護処分歴」は、検挙時のものである。「保護処分歴」が複数ある場合は、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、保護観察歴のみがある者は「保護観察」に計上している。なお、児童自立支援施設・児童養護施設送致歴のみがある者はいなかった。
 8 「暴力団加入状況」は、検挙時のものである。
 9 各属性等の特殊詐欺の役割類型別の人員における構成比である。
 10 () 内は、実人員である。

(2) 犯行の態様等

確定記録調査対象者が行った特殊詐欺の事件数（判決時に認定された事件のうち、特殊詐欺に該当する事件の総数をいう。なお、複数の被害者がいる事件は異なる事件として計上している。）を役割類型別に見ると、**3-4-5表**のとおりである。犯行時の役割を独立変数、特殊詐欺の事件数を従属変数としてKruskal-Wallis検定及び多重比較（Dunn-Bonferroni法）を行った結果、「主犯・指示役」及び「架け子」は、「受け子・出し子」より有意に事件数が多く、「架け子」は、「犯行準備役」よりも有意に事件数が多かった。犯行を主導する立場の役割を担っていた者の方が、より多くの事件に関わっていることが示唆された。

3-4-5表

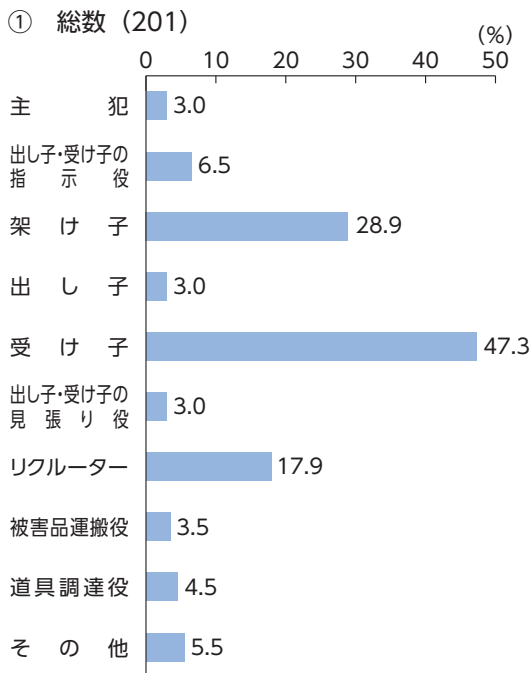
特殊詐欺事犯者 特殊詐欺の事件数（特殊詐欺の役割類型別）

項目	主犯・指示役 (19)		架け子 (55)		犯行準備役 (31)		受け子・出し子 (91)		統計値
	中央値	四分位 範囲	中央値	四分位 範囲	中央値	四分位 範囲	中央値	四分位 範囲	
特殊詐欺の 事件数	3	2-6	3	2-6	2	1-5	1	1-3	$H(3) = 37.690, p < .001$ 受け子・出し子 < 主犯・指示役、架け子 犯行準備役 < 架け子

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 p 値は、Kruskal-Wallis検定による漸近有意確率である。
 3 多重比較は、Dunn-Bonferroniの方法によった。
 4 ()内は、実人員である。

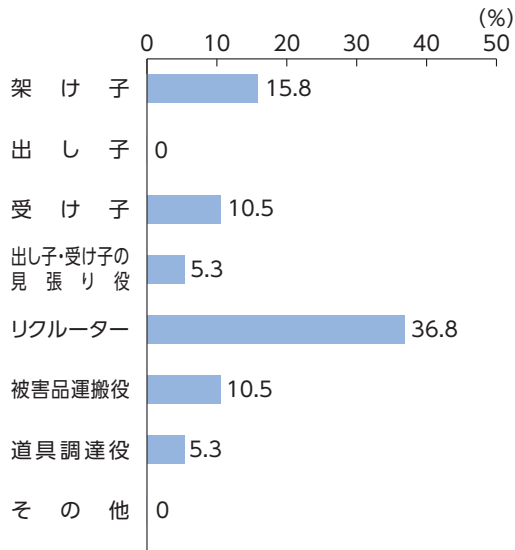
確定記録調査対象者について、それぞれが関与した特殊詐欺事件（確定記録調査に係るものに限らない。）のいずれかにおいて、他に果たした役割（複数ある場合は重複計上する。）を総数・役割別に見ると、3-4-6図のとおりである。役割別（同図②）では、「ア 主犯又は出し子・受け子の指示役」（19人）は、「リクルーター（架け子、受け子、出し子等を犯行グループに勧誘する役割）」（36.8%）、「架け子」（15.8%）、「受け子」（10.5%）、「被害品運搬役」（10.5%）、「出し子・受け子の見張り役」（5.3%）、「道具調達役」（5.3%）の役割を果たしたことがある者がいた。「イ 架け子」（58人）及び「ウ 出し子又は受け子」（97人）は、総じて他に果たした役割がある者の該当率が低いが、その中では、「リクルーター」の経験がある者の該当率が最も高かった（前者は5.2%、後者は4.1%）。

3-4-6 図 特殊詐欺事犯者 特殊詐欺の役割（総数・特殊詐欺の役割別）

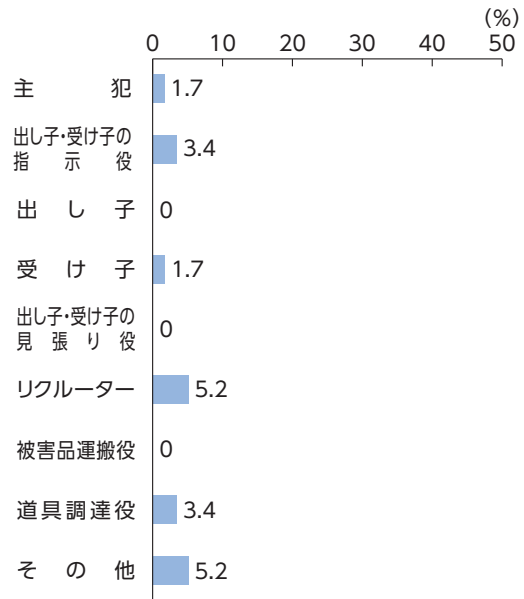


② 特殊詐欺の役割別

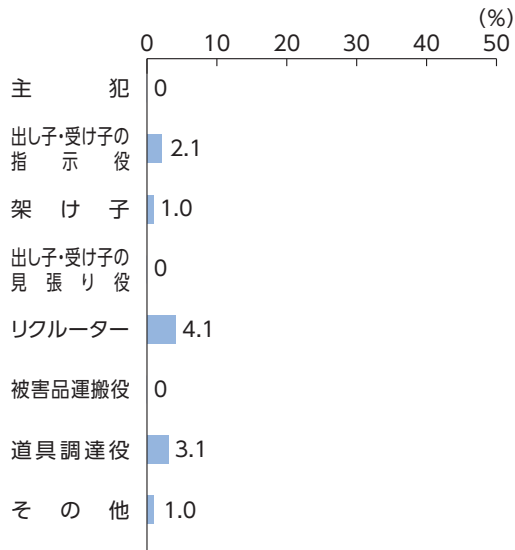
ア 主犯又は出し子・受け子の指示役 (19)



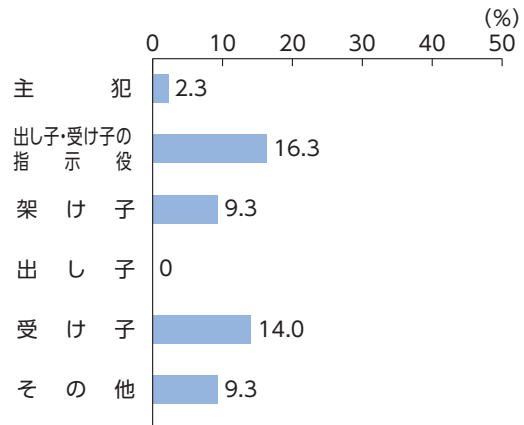
イ 架け子 (58)



ウ 出し子又は受け子 (97)



エ その他 (43)



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 特殊詐欺の役割が不詳の者を除く。
 3 ②のアからエは、調査対象者が及んだ特殊詐欺事件のいずれかで、各役割を担ったことがある者を計上している。
 「エ その他」は、出し子・受け子の見張り役、リクルーター、被害品運搬役又は道具調達役である。
 4 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 5 () 内は、実人員である。

確定記録調査対象者（報酬として受け取った金銭の有無が不詳の者を除く。）のうち共犯者がいる者について、報酬として受け取った金銭の有無を役割類型別に見ると、3-4-7表①のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な差が認められた。調整済み残差を見ると、報酬として金銭を受け取った者の構成比は、「架け子」が高く、「受け子・出し子」が低い傾向が見られた。

確定記録調査対象者（報酬を受け取った又は受け取る約束をしていた者のうち、報酬額が不詳の者を除く。）のうち共犯者がいる者について、報酬額（複数の事件がある場合は、各事件の報酬額の合計をいう。）を役割類型別に見ると、3-4-7表②のとおりである。なお、報酬額は、裁判書等の資料から読み取ることのできる最低金額であり、確定記録調査対象者自身の供述等の証拠によることも少なくないと思われる点等に留意する必要がある。犯行時の役割を独立変数、報酬額を従属変数としてKruskal-Wallis検定及び多重比較（Dunn-Bonferroni法）を行った結果、「主犯・指示役」及び「架け子」は、「受け子・出し子」より有意に報酬額が高く、「架け子」は、「犯行準備役」よりも有意に報酬額が高かった。

3-4-7表

特殊詐欺事犯者 報酬として受け取った金銭の有無・報酬額（特殊詐欺の役割類型別）

① 報酬として受け取った金銭の有無

項目	主犯・指示役 (14)		架け子 (49)		犯行準備役 (24)		受け子・出し子 (82)		統計値
	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	
なし	3	21.4	7	14.3	10	41.7	46	56.1	$\chi^2 (3) = 24.533, p < .001$
あり	11	78.6	42	85.7	14	58.3	36	43.9	

② 報酬額

項目	主犯・指示役 (14)		架け子 (49)		犯行準備役 (24)		受け子・出し子 (82)		統計値
	中央値	四分位 範囲	中央値	四分位 範囲	中央値	四分位 範囲	中央値	四分位 範囲	
報酬額 (千円)	525	7.5- 3,125	800	152.5- 1,050	35	0-225	0	0-50	$H (3) = 51.567, p < .001$ 受け子・出し子 < 主犯・指示役、架け子 犯行準備役 < 架け子

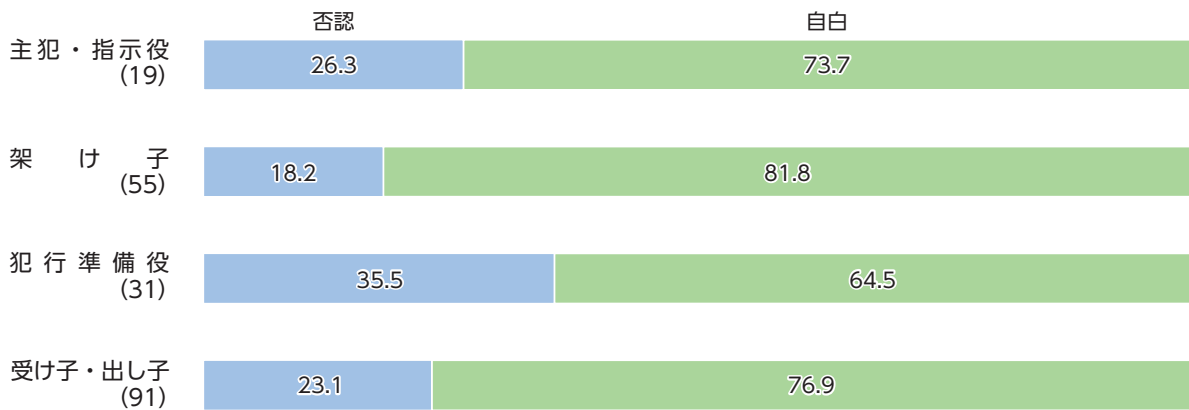
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「報酬額」が不詳の者を除く。
 3 「報酬額」は、裁判書等の資料から読み取ることのできる最低金額であり、複数の事件がある場合は、各事件の報酬額の合計である。
 4 ①において、「なし」は、報酬を受け取る約束をしていたものの、実際には受け取っていない者を含む。
 5 ②において、報酬額が0円の者には、報酬を受け取る約束をしていたものの、実際には受け取っていない者を含む。
 6 p値は、 χ^2 検定及びKruskal-Wallis検定における漸近有意確率である。
 7 ②において、多重比較は、Dunn-Bonferroniの方法によった。
 8 ()内は、実人員である。

(3) 公判時の認否

確定記録調査対象者（公判時の認否が不詳の者を除く。）の詐欺関係の罪の公判時の認否の状況（確定記録調査に係るものに限らない。事件が複数ある者で、一つでも「否認」がある者は「否認」に計上している。）を特殊詐欺の役割類型別に見ると、3-4-8図のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な差は認められなかった。

3-4-8図

特殊詐欺事犯者 公判時の認否状況別構成比（特殊詐欺の役割類型別）



$\chi^2(3)=3.362, p=.339$

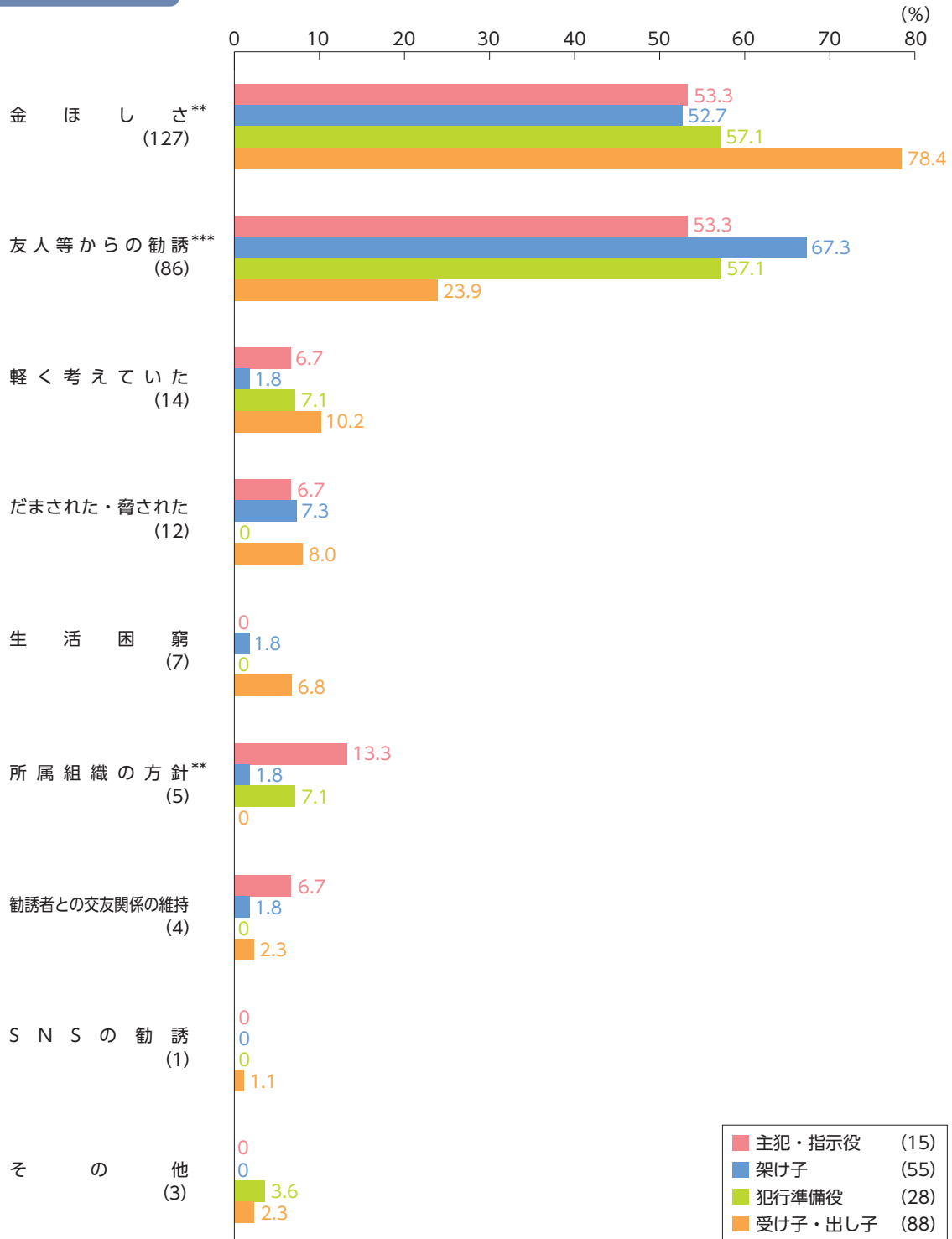
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 事件が複数ある者で、一つでも「否認」がある者は「否認」に計上している。なお、「黙秘」に該当する者はいなかった。
 3 () 内は、実人員である。

(4) 犯行の動機・背景事情

確定記録調査対象者（犯行の動機・理由が不詳の者を除く。）が特殊詐欺に及んだ動機・理由を役割類型別に見ると、**3-4-9図**のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な差が認められた。調整済み残差を見ると、「主犯・指示役」は、「所属組織の方針」の該当率が高い傾向が見られた。「架け子」は、「友人からの勧誘」の該当率が高かった一方で、「金ほしさ」の該当率が低い傾向が見られた。「受け子・出し子」は、「金ほしさ」の該当率が高かった一方で、「友人からの勧誘」及び「所属組織の方針」の該当率が低い傾向が見られた。「受け子・出し子」は、金銭目的で犯行に至っている者が多いものの、他の役割と比較して報酬額が低く（**3-4-7表**参照。）、犯行の動機とは裏腹に金銭を得られていないことが分かる。

3-4-9図

特殊詐欺事犯者 犯行動機・理由（特殊詐欺の役割類型別）

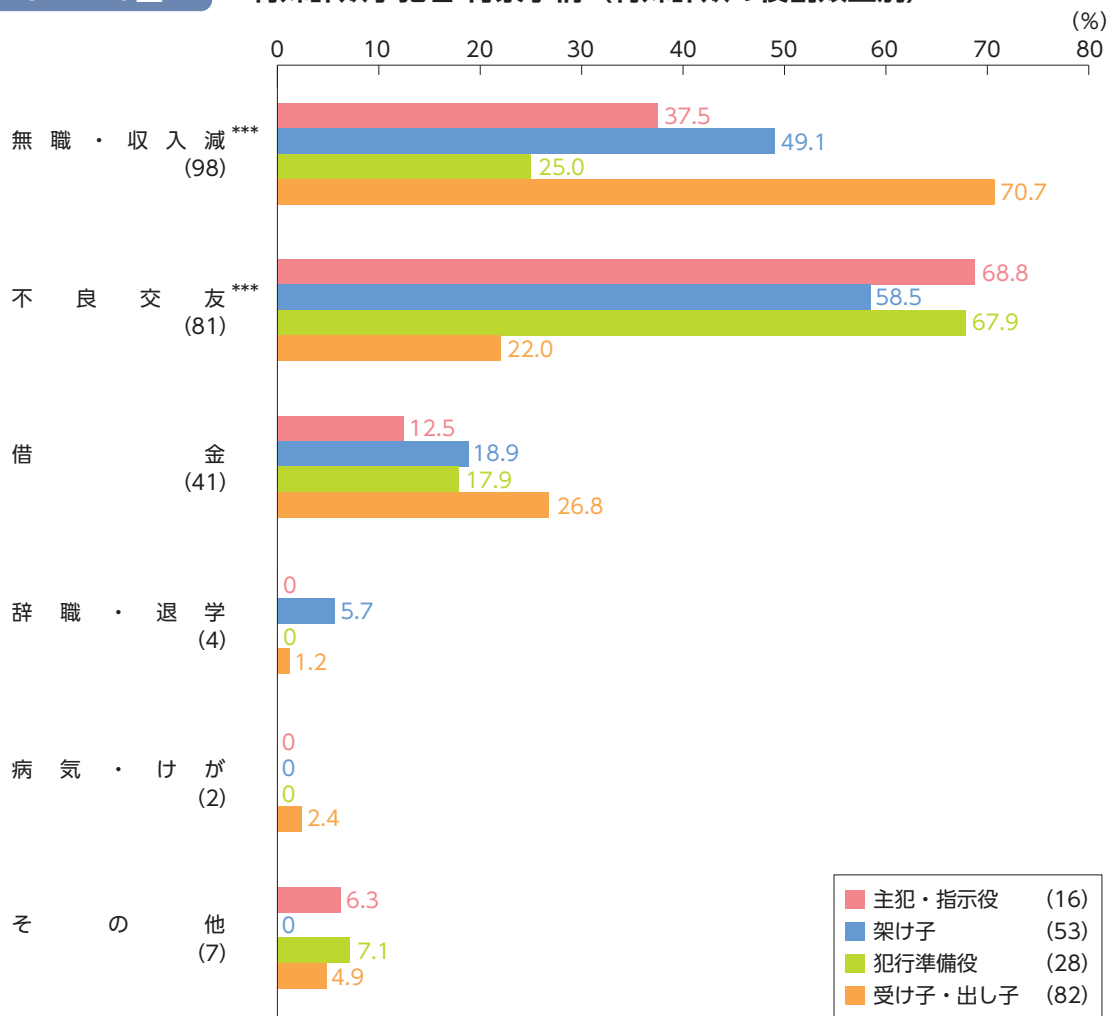


注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 犯行動機又は理由が不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。 p 値は、 χ^2 検定による漸近有意確率である。ただし、度数が少ない場合は、Fisherの正確確率検定によった。
 5 凡例の（ ）内は、特殊詐欺の役割類型別の実人員であり、縦軸の（ ）内は、各項目の該当者の人員である。

確定記録調査対象者（背景事情が不詳の者を除く。）が特殊詐欺に及んだ背景事情を役割類型別に見ると、3-4-10図のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な差が認められた。調整済み残差を見ると、「主犯・指示役」及び「架け子」においては、「不良交友」の該当率が高い傾向が見られた。「犯行準備役」においても、「不良交友」の該当率が高かった一方、「無職・収入減」の該当率が低い傾向が見られた。「受け子・出し子」においては、「無職・収入減」の該当率が高かった一方、「不良交友」の該当率が低い傾向が見られた。

3-4-10図

特殊詐欺事犯者 背景事情（特殊詐欺の役割類型別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 犯行時の背景事情が不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。 p 値は、 χ^2 検定による漸近有意確率である。
 5 凡例の（ ）内は、特殊詐欺の役割類型別の実人員であり、縦軸の（ ）内は、各項目の該当者の人員である。

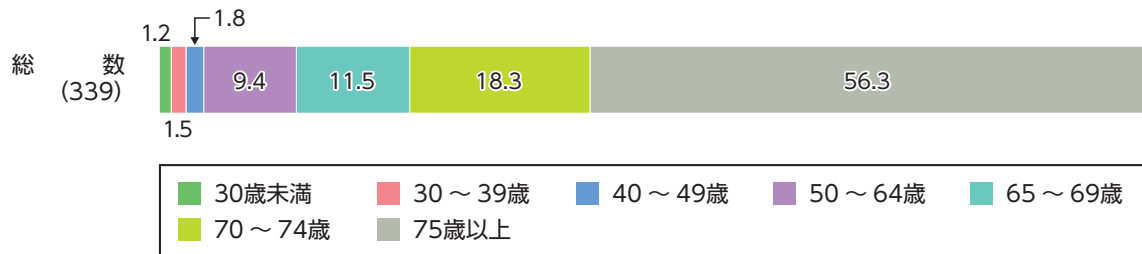
3 被害状況等

(1) 被害者の年齢層

特殊詐欺事件（被害者の年齢が不詳の事件を除き、一つの事件に複数の被害者がいる場合は、それぞれ計上している。）について、事件当時の被害者の年齢層別構成比を見ると、**3-4-11図**のとおりである。65歳以上の高齢者の事件が86.1%であり、特に75歳以上の者の事件が56.3%を占めた。被害者の大半が高齢者であり、高齢者の中でも75歳以上の者の割合が特に高いことが分かる。

3-4-11図

特殊詐欺事件 被害者の年齢層別構成比



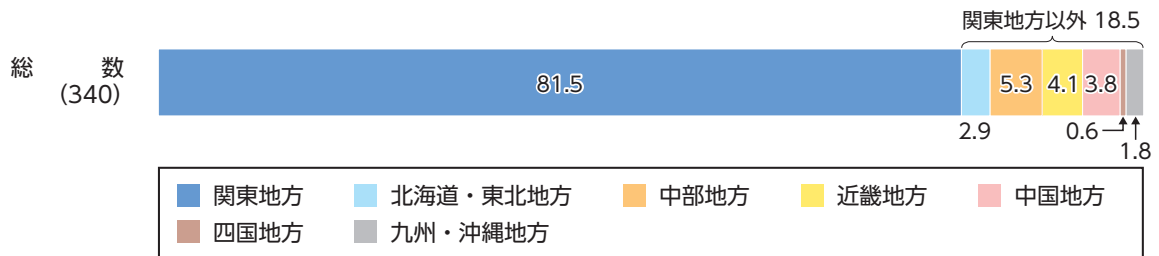
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 被害者の年齢が不詳の事件を除く。
 3 一つの事件に複数の被害者がいる場合は、それぞれ計上している。
 4 事件当時の被害者の年齢による。
 5 () 内は、件数である。

(2) 被害者の居住状況

特殊詐欺事件（被害者の居住地が不詳の事件を除き、一つの事件に複数の被害者がいる場合は、それぞれ計上している。）について、事件当時の被害者の居住地別構成比を見ると、3-4-12図のとおりである。確定記録調査は、特殊詐欺事犯者のうち、東京地方裁判所、横浜地方裁判所、さいたま地方裁判所及び千葉地方裁判所で判決の言渡しを受けた者を対象に行ったものであるため、関東地方の構成比（81.5%）が最も高かったが、被害者が関東地方以外の地方に居住する者である事件も約2割を占め、関東地方に限らず、被害が広範に及んでいることが分かる。

3-4-12図

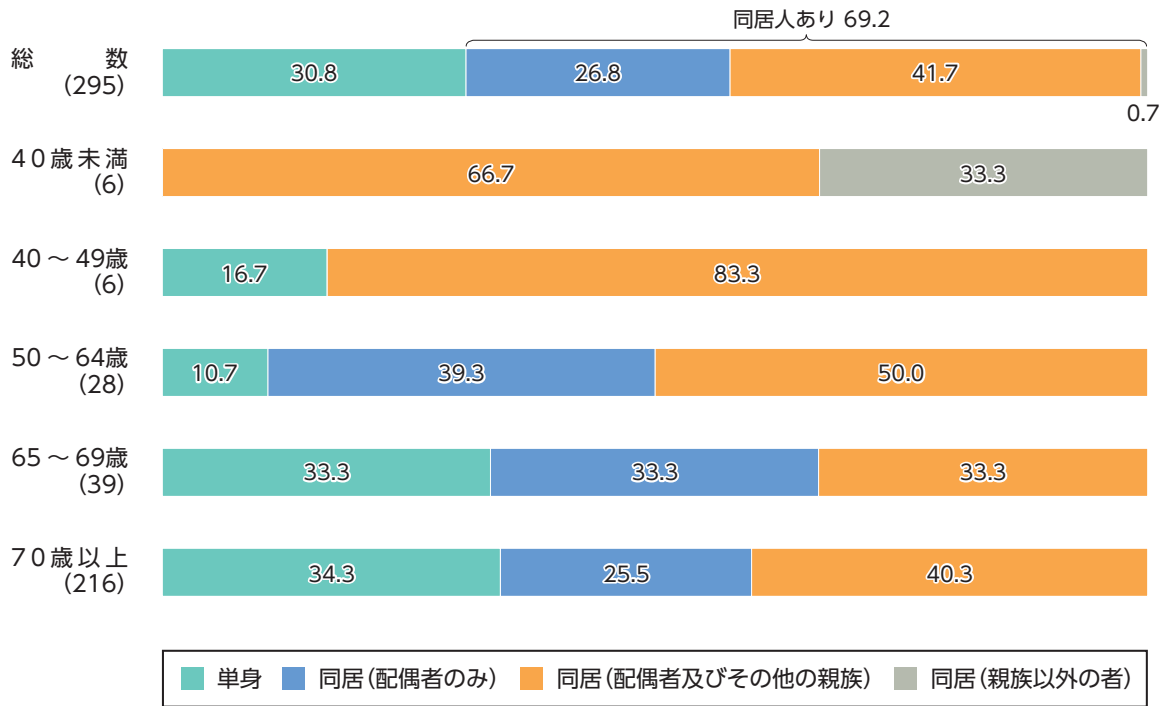
特殊詐欺事件 被害者の居住地別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 被害者の居住地が不詳の事件を除く。
 3 一つの事件に複数の被害者がいる場合は、それぞれ計上している。
 4 事件当時の被害者の居住地による。
 5 「北海道・東北地方」は札幌・仙台、「関東地方」は東京、「中部地方」は名古屋、「近畿地方」は大阪、「中国地方」は広島、「四国地方」は高松、「九州・沖縄地方」は福岡の各高等検察庁管内の都道府県に被害者の居住地がある場合をいう。
 6 () 内は、件数である。

特殊詐欺事件（被害者の同居人の有無及び被害者の年齢が不詳の事件を除き、一つの事件に複数の被害者がいる場合は、それぞれ計上している。）について、被害者が最初に犯人グループと接触したときの被害者の同居人の有無別構成比を総数・被害者の年齢層別に見ると、3-4-13図のとおりである。総数では、被害者が単身居住であった事件の構成比は、30.8%であった。被害者に同居人がある事件について、被害者の同居相手を見ると、配偶者及びその他の親族の構成比（配偶者以外の親族のみと同居している場合も含む。）が最も高く（41.7%）、次いで、配偶者のみ（26.8%）、親族以外の者（0.7%）の順であった。被害者の年齢層別に見ると、被害者が単身居住であった事件の構成比は、70歳以上（34.3%）が最も高かった。

3-4-13図 特殊詐欺事件 被害者の同居人の有無別構成比（総数・被害者の年齢層別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 被害者の同居人の有無及び被害者の年齢が不詳の事件を除く。
 3 一つの事件に複数の被害者がいる場合は、それぞれ計上している。
 4 被害者が最初に犯人グループと接触したときの被害者の同居人の有無による。
 5 事件当時の被害者の年齢による。
 6 「同居（配偶者及びその他の親族）」は、配偶者以外の親族のみと同居している場合を含む。
 7 ()内は、件数である。

(3) 犯人からの接触状況

特殊詐欺事件（被害者への最初の連絡方法が不詳の事件を除き、一つの事件に複数の被害者がいる場合は、それぞれ計上している。）について、犯人グループから被害者への最初の連絡方法別構成比を見ると、**3-4-14図**のとおりである。固定電話の構成比（86.2%）が顕著に高く、携帯電話（7.6%）と合わせて電話によるものが9割を超えた。

3-4-14図

特殊詐欺事件 被害者への最初の連絡方法別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 被害者への最初の連絡方法が不詳の事件を除く。
 3 一つの事件に複数の被害者がいる場合は、それぞれ計上している。
 4 () 内は、件数である。

(4) 被害者の相談状況

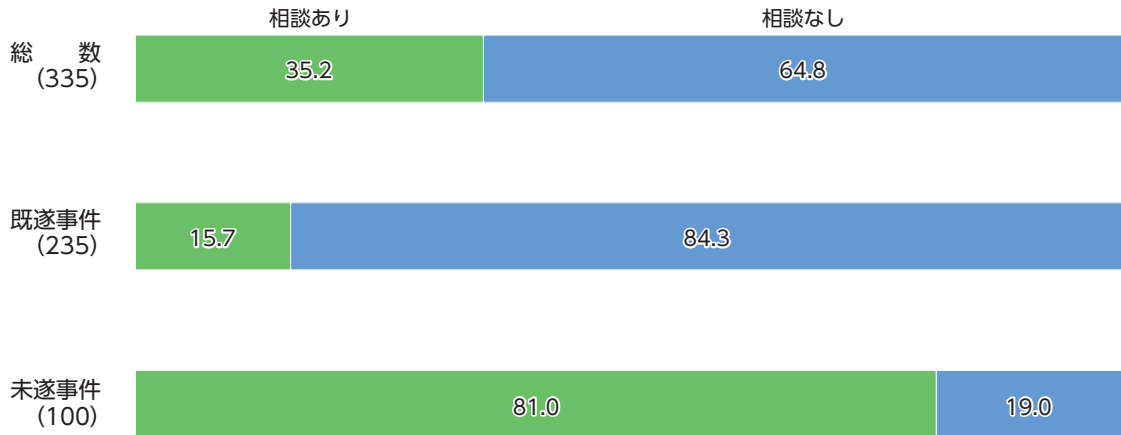
特殊詐欺事件（被害者の相談の有無が不詳の事件を除き、一つの事件に複数の被害者がいる場合は、それぞれ計上している。）について、被害者が相談（被害者が、犯人グループからの連絡を受けてから金品を詐取されるまでの間に、連絡を受けた内容を誰かに話すことをいう。以下（4）において同じ。）した状況等を総数、既遂事件・未遂事件別に見ると、**3-4-15図**のとおりである。

「相談あり」の構成比は、既遂事件では15.7%、未遂事件では81.0%と、顕著な差があった。被害者が相談した事件について、相談した相手の内訳を見ると、既遂事件と未遂事件共に、「同居の家族・親族」に相談した構成比が最も高かった（それぞれ64.9%、40.7%）。一方、未遂事件は、「同居していない家族・親族」に相談した事件の構成比が29.6%であり、既遂事件（13.5%）よりも高かった。また、「金融機関職員」に相談した6人は、全員が未遂事件であった。

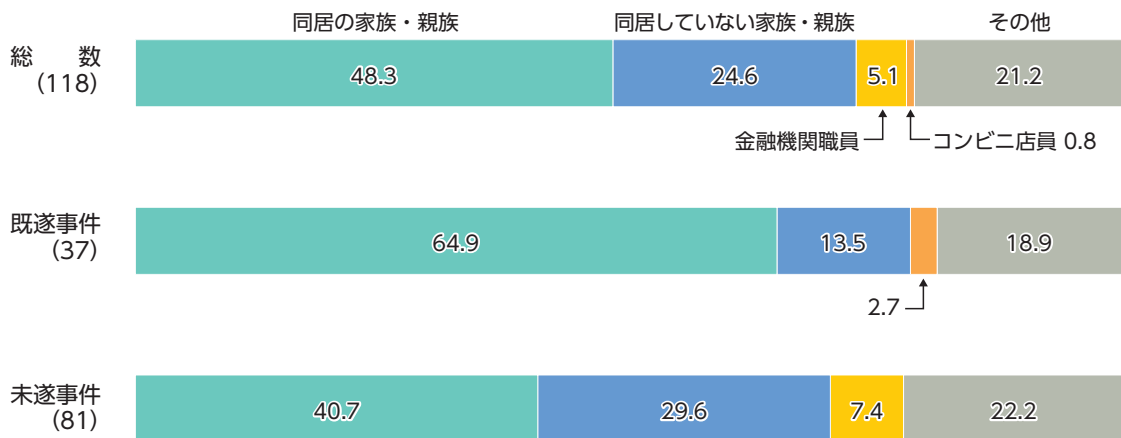
3-4-15図

特殊詐欺事件 被害者の相談状況（総数・既遂事件・未遂事件別）

① 相談の有無



② 相談した相手



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「相談」は、被害者が、犯人グループからの連絡を受けてから金品を詐取されるまでの間に、連絡を受けた内容を誰かに話すことをいう。
 3 被害者の相談の有無が不詳の事件を除く。
 4 一つの事件に複数の被害者がいる場合は、それぞれ計上している。
 5 ②は被害者が相談した事件に限る。
 6 各項目の総数・既遂事件・未遂事件別の事件数における構成比である。
 7 ()内は、件数である。

特殊詐欺事件のうち未遂事件（一つの事件に複数の被害者がいる場合は、それぞれ計上している。）について、最初に詐欺に気付いた者別の構成比を見ると、3-4-16図のとおりである。

最初に詐欺に気付いた者が被害者自身である事件が過半数（52.0%）を占め、次いで、「同居の家族・親族」（14.0%）、「金融機関職員」（12.0%）、「同居していない家族・親族」（9.0%）の順であった。

3-4-16図

特殊詐欺（未遂）事件 最初に詐欺に気付いた者別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 未遂事件に限る。
 3 一つの事件に複数の被害者がいる場合は、それぞれ計上している。
 4 () 内は、件数である。

4 科刑状況

確定記録調査対象者について、有期の懲役の科刑状況別構成比を、総数並びに特殊詐欺の事件数別及び役割類型別に見ると、3-4-17図のとおりである。

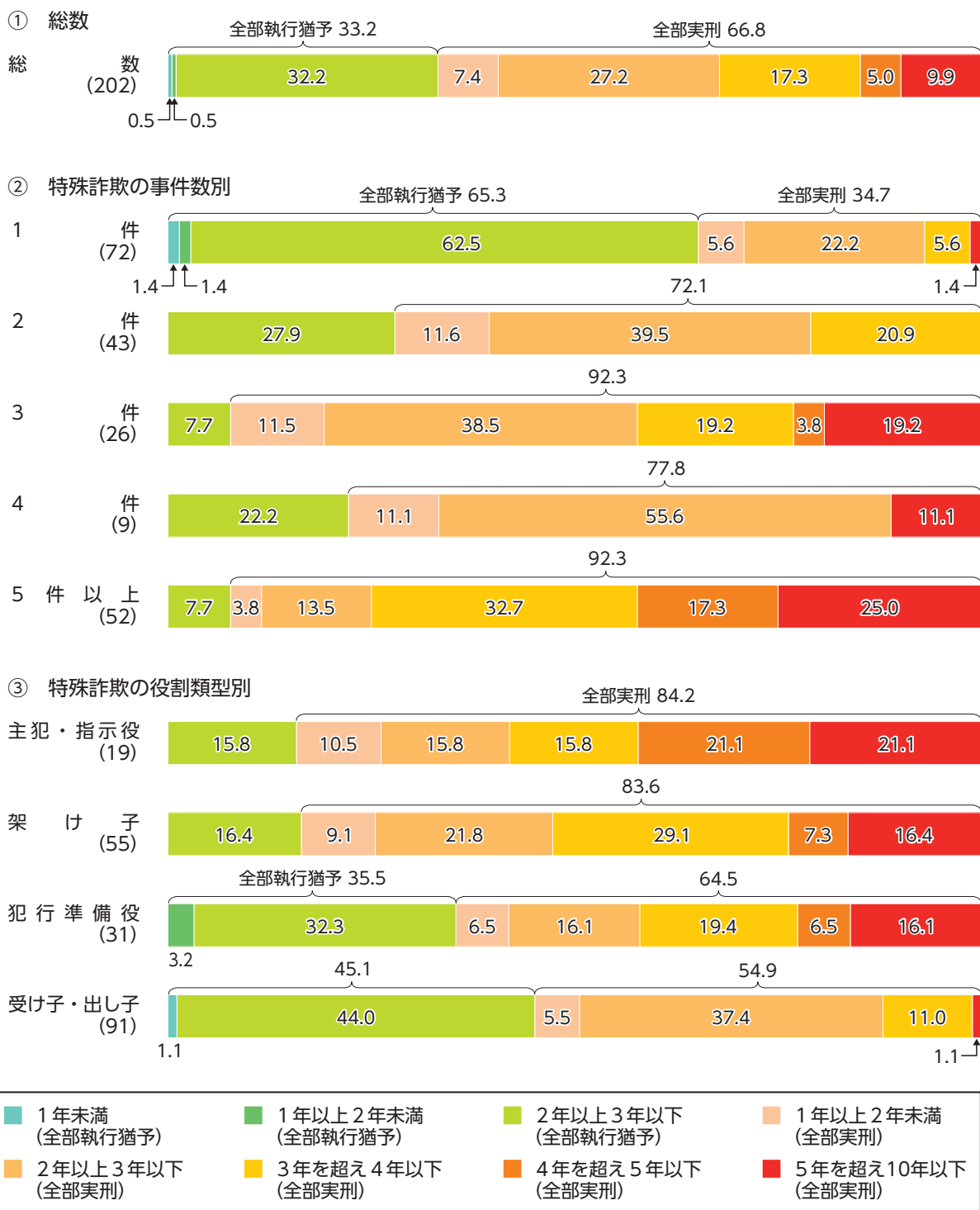
総数では、約3分の1が全部執行猶予の者、約3分の2が全部実刑の者（一部執行猶予の者はいなかった。）であった。全部実刑の者の刑期について見ると、2年以上3年以下の者の構成比（27.2%）が最も高く、次いで、3年を超え4年以下の者（17.3%）、5年を超え10年以下の者（9.9%）、1年以上2年未満の者（7.4%）、4年を超え5年以下の者（5.0%）の順であった。

確定記録調査対象者が行った特殊詐欺の事件数別に見ると、事件数ごとに母数が異なること等に留意する必要があるが、全部実刑の者の構成比は、1件では34.7%、2件では72.1%、3件では92.3%、4件では77.8%、5件以上では92.3%であった。全部実刑の者の刑期を見ると、1件から4件までは、いずれも2年以上3年以下の者の構成比が最も高かった。他方、5件以上では、3年を超え4年以下の者（32.7%）の構成比が最も高かった。また、全部執行猶予の者の刑期について見ると、2年未満は、特殊詐欺の事件数が1件のものに2人いるのみであり、その余は2年以上3年以下であった。

特殊詐欺の役割類型別では、全部実刑の者の構成比は、「主犯・指示役」（84.2%）が最も高く、次いで、「架け子」（83.6%）、「犯行準備役」（64.5%）、「受け子・出し子」（54.9%）の順であった。全部実刑の者の刑期を見ると、5年を超え10年以下の者及び4年を超え5年以下の者の構成比は、「主犯・指示役」（それぞれ21.1%）が最も高く、次いで、「架け子」（16.4%、7.3%）、「犯行準備役」（16.1%、6.5%）、「受け子・出し子」（1.1%、なし）であった。

3-4-17図

特殊詐欺事犯者 有期刑(懲役)科刑状況別構成比(総数、特殊詐欺の事件数別・役割類型別)



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「特殊詐欺の事件数」は、判決時に認定された事件のうち、特殊詐欺に該当する事件の総数である。なお、複数の被害者がいる場合は、異なる事件として計上している。
 3 ③において、「特殊詐欺の役割類型」が不詳の者を除く。
 4 ()内は、実人員である。